

令和 8 年 第 2 回八雲町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 6 月 3 日

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 2 号 八雲町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について
報告第 2 号 専決処分の報告について
報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 8 議案第 10 号 令和 8 年度八雲町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 9 議案第 11 号 令和 8 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 一般質問

○出席議員（１３名）

2番	横田喜世志君	3番	水野博美君
4番	赤井睦美君	5番	黒島竹満君
6番	安藤辰行君	7番	寺田広樹君
8番	倉地清子君	9番	小西雄一君
10番	関口正博君	副議長 11番	宮本雅晴君
12番	三澤公雄君	13番	牧野仁君
議長 14番	大久保建一君		

○欠席議員（１名）

1番 斎藤 實 君

○出席説明員

町 長	萬 谷 俊 美 君	副 町 長	竹 内 友 身 君
総 務 課 長			
兼新庁舎建設推進室長	川 崎 芳 則 君	財 務 課 長	井 口 貴 光 君
併選挙管理委員会事務局長			
政策推進課長	宮 下 洋 平 君	政策推進課参事	戸 田 淳 君
会 計 管 理 者	佐 藤 尚 君	危機対策課長	田 中 智 貴 君
兼 会 計 課 長	川 口 拓 也 君	保健福祉課長	石 黒 陽 子 君
住民生活課長	加 藤 貴 久 君	商工観光労政課長	石 坂 浩 太 郎 君
農 林 課 長			
併農業委員会事務局長	横 田 盛 二 君	環境水道課長	上 野 誠 君
建 設 課 長	吉 田 一 久 君	落 部 支 所 長	伊 藤 勝 君
兼公園緑地推進室長	西 田 浩 人 君	学 校 教 育 課 長	三 坂 亮 司 君
水 産 課 長		兼学校給食センター長	
教 育 長		社会教育課長	
		兼 図 書 館 長	
学校教育課参事	池 田 忠 寛 君	郷土資料館長	佐 藤 真 理 子 君
		町史編さん室長	
体 育 課 長	阿 部 雄 一 君	農業委員会会長	日 野 昭 君
選挙管理委員会委員長	外 崎 正 廣 君	監 査 委 員	千 田 浩 文 君
総合病院事務長	福 原 光 一 君	総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院医事課長	佐 藤 哲 也 君		
消 防 長	河 井 治 彦 君	八 雲 消 防 署 長	中 野 悟 司 君
八雲消防署庶務課長	小 林 伸 也 君	八雲消防署予防課長	横 田 和 彦 君
八雲消防署警防救急課長	鈴 木 慎 也 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長			
兼地域振興課長	田 村 春 夫 君	地域振興課参事	小笠原 一 信 君
併熊石教育事務所長			
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	産 業 課 長	佐々木 直 樹 君
熊 石 消 防 署 長	関 晃 弘 君	熊石国保病院事務長	相 木 英 典 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	野 口 義 人 君	併議会事務局次長	藤 原 悟 史 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	千 代 貴 大 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開会 午前 10 時 00 分〕

◎ 開議・開会宣告

○議長（大久保建一君） 本日をもって、第2回定例会が招集されました。出席、ご苦勞様です。また、傍聴者の皆様ご来場ありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和8年6月3日招集八雲町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

○議長（大久保建一君） 日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。監査委員から、3月と4月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。4月14日から15日にかけて、名古屋市長および名古屋市会議長と市議等ご同行者6名が来町され、町長および副議長とともに、表敬訪問、行政視察、ならびに意見交換等の諸対応を行いました。

また、6月1日には、江差町において、国道277号早期完成促進期成会総会が開催され、町長とともに出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、会議の円滑な運営及び健康保持の観点から申し上げます。議員各位並びに町長以下の答弁者側の各委員会代表委員及び行政側職員におかれましては、議場へのペットボトルや水筒入りの水、及びお茶の持ち込みを試行的に認めることといたしました。

なお、会議の品位を保つ観点から、飲料は必要最小限とし、発言中の飲用は控えるなど、議事の進行に支障のないよう十分ご配慮願います。

次に、議会広報編集のため、議会事務局職員による議場内の写真撮影を許可しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 議会運営委員会委員長報告

○議長（大久保建一君） 日程第1、議会運営委員会委員長報告。本定例会の運営について、5月29日議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、議会運営委員会委員長から報告をしていただきます。

○議会運営委員会委員長（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（大久保建一君） 赤井委員長。

○議会運営委員会委員長（赤井睦美君） 議会運営委員会委員長として、ご報告します。

本日をもって招集されました、第2回定例会の運営について、5月29日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果をご報告しますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

本定例会での一般質問は、7名から通告があり、発言の順序は、抽選等により決定したほか、既に配付した議事等進行予定表のとおり議会を運営し、会期を6月5日までの3日間といたしました。

以上が議会運営等に関する決定事項です。議事等進行予定表に沿って精力的に進行され、予定どおり運営されるよう、議員各位及び町理事者のご協力をよろしくお願い申し上げ、報告いたします。

◎ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大久保建一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員に、水野博美議員と宮本雅晴議員を指名いたします。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（大久保建一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より6月5日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月5日までの3日間と決定いたしました。

これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野口義人君） おはようございます。ご報告いたします。一般質問につきましては、7名から通告がなされておりますが、その要旨等は、既に配付しております表により、ご了解願いたいと存じます。

次に、本定例会の議案等の審議にあたり、議案等説明のため、あらかじめ、町長、教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及びそれぞれ委任、又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

本日の会議に、斎藤實議員欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（大久保建一君） 日程第4、議案第2号八雲町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（井口貴光君） 議長、財務課長。

○議長（大久保建一君） 財務課長。

○財務課長（井口貴光君） おはようございます。議案第2号、八雲町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書2ページをお願いいたします。

本件は、国の令和8年度税制改正によるもので、地方税法等の一部を改正する法律等の公布・施行に伴い、八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容について、概要説明書により、ご説明申し上げますので、概要説明書4ページをお願いします。

適用期日は、令和8年4月1日、令和9年1月1日、令和9年4月1日、令和10年1月1日及び金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日の4区分となっております。

はじめに、令和8年4月1日適用分からご説明申し上げます。

本区分においては、改正する条文が多いことから、ローマ数字のⅠからⅢまで、大きく3つに分類して表示しております。

ローマ数字のⅠ軽自動車税環境性能割に係る改正につきましては、地方税法の改正により、令和8年3月31日をもって軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い条文の整備を行おうとするものであります。

環境性能割とは、令和元年10月の消費税率引上げとともに廃止された自動車取得税に替わって導入された車体課税であり、これまで地方税法等の規定により、北海道が賦課・徴収を行い、その徴収金は当町へ払い込まれているところでありますが、このたびの税制改正において、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化することを目的として、令和8年3月末をもって廃止となったものであります。

これに伴い改正する条文といたしましては、1、条例第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に係る規定から、5ページの16、条例附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に係る規定までとなっており、それぞれ対応する改正案は、概要説明書の1、条例第19条は、議案書2ページ。2、条例第80条及び3、条例第81条は、議案書9ページ。4、条例第81条の3は、議案書10ページ。5、条例第81条の4から6、条例第81条の5。7、条例第81条の6。8、条例第81条の7については、それぞれ議案書11ページ。9、条例第81条の8は、議案書12ページ。10、条例附則第15条の2は、議案書24ページ。11、条例附則第15条の3及び12、条例附則第15条の3の2は、議案書25ページ。13、条例附則第15条の3の3から14、条例附則第15条の4。15、条例附則第15条の5。16、条例附則第15条の6については、それぞれ議案書26ページに記載のとおりであり、主に環境性能割に係る規定の全文削除や条文の整備であります。

続きまして、概要説明書5ページをお願いいたします。

ローマ数字のⅡ軽自動車税種別割に係る改正につきましては、さきほどご説明申し上げました環境性能割の廃止に関連するものでありますが、地方税法の改正により、現行の軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に改められたことに伴い、条文の整備を行おうとする

ものであります。

改正する条文といたしましては、1、条例第18条の3、納税証明事項に係る規定から、6ページの11、条例附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る規定までとなっており、それぞれ対応する改正案は、概要説明書の1、条例第18条の3は、議案書2ページ。2、条例第82条から。3、条例第83条。4、条例第85条。5、条例第87条については、それぞれ議案書12ページ。6、条例第88条及び7、条例第89条については、議案書13ページ。8、条例第90条は、議案書14ページ。9、条例第91条は、議案書15ページ。10、条例附則第16条は、議案書26ページ。11、条例附則第16条の2は、議案書28ページに記載のとおりであり、主に条の見出しや条文に含まれる種別割の文言を軽自動車税に改める整備や、適用条項等のズレを改める整備となっており、規定趣旨に変更はありません。

なお、条例附則第16条、軽自動車税の税率の特例に係る規定におきましては、これら条文の整備のほかに、電気自動車等に係る軽自動車税の軽減特例、いわゆるグリーン化特例の適用期間を2年間延長する条文の整備も含まれております。

また、このたびの軽自動車税環境性能割の廃止等の条例改正に関連し、議案第10号令和8年度八雲町一般会計補正予算第5号の議案において、歳入予算科目の変更を含めた予算の補正をお願いする予定であります。

続きまして、概要説明書6ページ。ローマ数字のⅢ、その他の改正といたしまして、1、条例第33条。所得割の課税標準に係る規定の改正は、議案書3ページで、特定大口株主が受け取る上場株式等の配当金が特定配当等の対象に追加されることに伴う条文の整備であります。

2、条例附則第7条の3及び条例附則第7条の3の2。個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正は、議案書16ページから18ページで、租税特別措置法の規定による住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用対象となる住宅の居住年の範囲を令和12年まで、当該控除の適用年度を令和25年度まで、それぞれ5年間延長しようとするものであります。

3、条例附則第8条。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書18ページで、当該特例の適用年度を令和12年度まで、3年間延長しようとするものであります。

続きまして、概要説明書7ページをお願いいたします。

4、条例附則第10条の2、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に係る規定の改正は、議案書20ページで、国の基準を参酌し法に定める範囲内において地方団体の実情に応じた固定資産税の特例割合等を定める条文について、地方税法の改正による適用条項のズレを改めるほか、特例率または減額率を整備しようとするものです。

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例の改正内容は、概要説明書に記載のとおりであり、国の基準に沿った特例率に設定するほか、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税の減額措置については、改正前の地方税法で既に規定されていた減

額対象が一部拡大されたうえ、減額率に係る規定がわがまち特例の対象になったことから、これについても国の基準に沿った減額率に設定し、条例附則第 10 条の 2 第 18 項に追加しようとするものであります。

続きまして、概要説明書 8 ページ。

5、条例附則第 10 条の 3。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、議案書 21 ページから 24 ページで、地方税法の改正による適用条項のズレを改めるほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する改修特別特定建築物に係る減額規定の適用を受けようとする者が、町長に提出すべき書類に関する条文の整備であります。

6、条例附則第 16 条の 3。上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正から、13、条例附則第 20 条の 3。条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正につきましては、地方税法の改正により生じる適用条項のズレに伴う条文の整理であり、それぞれ対応する改正案は、概要説明書の 6、条例附則第 16 条の 3 及び 7、条例附則第 16 条の 4 は、議案書 29 ページ。8、条例附則第 17 条は、議案書 30 ページ。9、条例附則第 18 条は、議案書 32 ページ。10、条例附則第 19 条は、議案書 33 ページ。11、条例附則第 20 条は、議案書 35 ページ。12、条例附則第 20 条の 2 は、議案書 36 ページ。13、条例附則第 20 条の 3 は、議案書 37 ページに記載のとおりであります。

次に、令和 9 年 1 月 1 日適用分であります。概要説明書 9 ページをお願いいたします。

1、条例第 36 条の 2、町民税の申告に係る規定の改正、及び 2、条例第 36 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る規定の改正につきましては、地方税法の改正により生じる適用条項のズレに伴う条文の整理であり、それぞれ対応する改正案は、概要説明書の 1、条例第 36 条の 2 は、議案書 4 ページ。2、条例第 36 条の 3 の 2 は、議案書 5 ページに記載のとおりであります。

3、条例第 36 条の 3 の 3。個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定の改正は、議案書 6 ページで、地方税法の改正による、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う条文の整備であります。これは、国税において、扶養親族等申告書の提出が不要な少額年金受給者であっても、個人住民税の賦課に必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大しようとするものであります。

4、条例附則第 6 条。特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る規定の改正は、議案書 16 ページで、地方税法の改正により、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例制度、いわゆるセルフメディケーション税制の適用期間の終期が、これまでは令和 9 年度までであったものが恒久化されたことによる条文の整備であります。

次に、令和 9 年 4 月 1 日適用分であります。引き続き、概要説明書 9 ページとなります。

1、条例第 63 条、固定資産税の免税点に係る規定の改正は、議案書 9 ページで、地方税法の改正により、固定資産税の免税点について、家屋が 30 万円、償却資産が 180 万円に改

められたことに伴う条文の整備であり、本改正は令和 9 年度の固定資産税からの適用となります。

次に、令和 10 年 1 月 1 日適用分であります。引き続き、概要説明書 9 ページとなります。

1、条例第 34 条の 7、寄附金税額控除に係る規定の改正は、議案書 3 ページで、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、ふるさと納税に係る町民税の寄附金税額控除の特例控除額の計算に関する条文を整備しようとするものであります。

復興特別所得税につきましては、東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法を根拠法とし、平成 25 年から税率 2.1%を所得税に上乗せする形で課税する国税であり、期限は令和 19 年までとなっておりましたが、このたび関連法の改正により、期限が令和 29 年まで延長されて税率が 1%減となるとともに、我が国の防衛力の根本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づき防衛特別所得税が創設され、1%の税率で課されることになり、防衛特別所得税に関しては、期限が当面の間と規定されたところであります。

このことに伴い、条例第 34 条の 7 で引用する地方税法も改正となり、項ズレが生じたことによる条文の整備であります。

2、条例附則第 7 条の 4。寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の改正は、議案書 18 ページで、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、ふるさと納税のワンストップ特例に関する条文を整備しようとするものであります。

なお、改正条文中の附則第 19 条の 3 第 1 項を追加する部分については、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日適用であります。

概要説明書 10 ページをお願いいたします。

3、条例附則第 9 条の 2。個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等に係る規定の改正は、議案書 19 ページで、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正であり、ふるさと納税のワンストップ特例の申告特例に関する条文を整備しようとするものであります。

4、条例附則第 17 条の 2。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書 31 ページで、租税特別措置法の改正に伴い、当該特例の適用期限を令和 11 年度まで、3 年間延長するほか、譲渡対象の土地が地すべり等防止法による地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害特別警戒区域、特定都市河川浸水被害対策法による浸水被害防止区域内にあるときは、特例の対象外とする条文の整備であります。

なお、改正条文中の特例適用期限の延長に係る規定につきましては、令和 8 年 4 月 1 日適用であります。

最後に、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日適用分であります。

引き続き、概要説明書 10 ページとなります。

1、条例附則第 19 条の 3。特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の追加は、議案書 34 ページで、所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、分離課税方式により税率 3 % で所得割を課する規定等を追加しようとするものであります。

以上が、八雲町税条例の一部を改正する条例の概要であります。

議案書の 2 ページから 40 ページの改正条例の各規定については、只今ご説明申し上げました概要説明の内容のほかは、地方税法及び条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 2 号八雲町税条例の一部を改正する条例の提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 承認第 1 号

○議長（大久保建一君） 日程第 5、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（井口貴光君） 議長、財務課長。

○議長（大久保建一君） 財務課長。

○財務課長（井口貴光君） 承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。議案書 100 ページ及び 101 ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年度八雲町一般会計補正予算第 4 号について、令和 8 年 5 月 1 日、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、承認を求めるものであります。

補正予算第 4 号は、八雲中学校放送設備緊急取替修繕であります。

八雲中学校において、本年度に入り、火災報知機を通じた緊急放送とは別の校内放送に

雑音が入るなどの不具合が発生し、4月28日にはチャイムを含めたすべての一般放送ができない状態となったことから、翌29日に応急対応を行ったところではありますが、電気保安協会から漏電している旨の連絡があったため、確認を依頼したところ、校内放送設備の老朽化による漏電が原因と判明したもので、火災の危険性や、学校運営に支障があるため、直ちに放送設備の取替修繕が必要との判断のもと、その執行に係る予算の確保について、令和8年5月1日付けで専決処分いたしましたので、ご理解をお願い申し上げます。

それでは、令和8年度八雲町一般会計補正予算第4号について、ご説明いたします。議案書102ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに262万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を162億405万3千円にしたもので、詳細について、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書の106ページ、中段をお願いいたします。

10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費、262 万 9 千円の追加は、八雲中学校における校内放送設備の取替修繕に係る修繕料を計上したものであり、補正する歳出の合計は、同額の262万9千円であります。

続いて、歳入であります。議案書106ページ上段をお願いいたします。

20 款 1 項 1 目繰越金、262 万 9 千円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。補正する歳入の合計は、歳出と同額の262万9千円の追加であります。

以上で、承認第1号令和8年度八雲町一般会計補正予算第4号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 放送設備の老朽化ということだったんですけれども、もう数年経ってしまいましたけれども、八雲中学校は大規模改修ということで、いろいろなところをトイレだとか、エアコンも付けたりだとか、あの時にこの放送設備っていうのは、どういう判断をしていましたか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（大久保建一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） ただいまの三澤議員の質問にお答えします。改修時点では、この放送設備確かに、校舎建設当時から使っている放送卓だったんですが、改修を加えながら使用してたということで、まだ問題なく使えるということで、当時の改修時のメニューには入っておりませんでした。

それで今回、機械のほうが老朽化により使えなくなったという状況になってございます。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） ただ、その老朽化による漏電っていうことだったんですよね。もう大規模改修から、あれ3年ぐらいでしたか。もっと経ってましたか。その時に老朽化による漏電って、何がしか、保安協会の検査だとかで引っかかることが本当になかったのかになって思ったんですけど。

重ねて確認しますが、その検査ってというのは、どういう検査を当時はしたんでしょう。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（大久保建一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 当時も改修時に漏電等のものがないかというものの調査を行った上で、改修を行っております。その時点では、漏電等の状況は確認されておりましたので、その部分については、改修については行わないという判断をして、改修を行ったところです。

○12 番（三澤公雄君） わかりました。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第6 報告第1号から報告第3号

○議長（大久保建一君） 日程第6、報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告については、いずれも損害賠償額を専決処分したことについての報告であり、関連がございますので、一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（大久保建一君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） 報告第1号、報告第2号及び報告第3号、専決処分の報告について、一括でご説明いたします。議案書108ページから113をご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、ご報告いたします。議案書109ページをご覧ください。

専決処分の内容は、損害賠償額の決定についてでございます。

町は、令和8年3月11日に、議案書記載の町営住宅において発生した開閉器の劣化による過電圧に伴い、入居者の家庭用電気製品に損害を与えたことについて、国家賠償法第2

条第1項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償額を決定したものでございます。

109 ページ、報告第1号、1の損害賠償の額は、5万1千円で、2の損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

次に、111 ページ。報告第2号、1の損害賠償の額は2万190円で、2の損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

次に、113 ページ。報告第3号、1の損害賠償の額は8万2,430円で、2の損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

熊石地域町営住宅の開閉器の設置個所は20個所になりますが、今回の事故を受け、全部の調査を行っております。今まで開閉器の不具合による事故はありませんでしたが、熊石地域は潮風が強く、海岸に面している住宅もございます。今後、このような事故が起こらないよう点検実施など、十分注意してまいります。

この度は、このような損害を発生させてしまいまして、相手方及び皆様にご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

以上、報告第1号、報告第2号及び報告第3号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（大久保建一君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第7、報告第4号

○議長（大久保建一君） 日程第7、報告第4号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、損害賠償額を専決処分したことについての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○公園緑地推進室長（横田盛二君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（大久保建一君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（横田盛二君） 報告第4号、専決処分の報告についてをご説明いたします。議案書114ページになります。

本件は、落部墓地内の草刈り作業中に発生した損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、本定例会にて報告といたしたいものであります。115ページをお開き願います。

事故の状況であります。令和8年5月14日午前10時10分ごろ、八雲町入沢357番地内の落部墓地敷地内において、公園作業員が乗用芝刈り機による作業中に発生した飛び石が墓地敷地内通路から左折をし、町道落部入沢線を市街地方向へ走行してきた車両の助手

席側窓ガラスに直撃し、破損させたものであります。

以上のことから、民法第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するものであり、令和 8 年 5 月 21 日、専決処分により決定したものであります。

1、損害賠償の額は、車両窓ガラスの交換修理費相当額 5 万円。2、損害賠償の相手方は、議案書に記載のとおりであります。今回の事故は、乗用芝刈り機作業員が右後方より接近する車両に気付かず並走した際に、飛び石による事故でございます。

今後の再発防止の取り組みといたしましては、現在も行っておりますが、ゴムカバーの日常点検の徹底。また、現場の状況、周囲の状況の確認を徹底するとともに、車両などが近づいた場合には、乗用芝刈り機を止めて、一時中断できるような進行方向を最大限十分考慮したいと考えてございます。

また、支障のない範囲で刈り高ですとか、回転数を調整するなど、事故防止の対策として、徹底して指導してまいりたいと考えております。このたびは、このような事故を起こしてしまい、相手方関係者の皆様にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

以上、第 4 号の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 以上で報告が終わりました。

質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 数年前にも場所は違うんですけども、運動公園だったかな。同じような乗用芝刈り機で飛び石による事故があって、議会側からも今、課長のおっしゃったように刈る高さだとか。あと、飛散防止のゴムマットのことだとか、そういうことを再発防止のためについて話し合ったことが記憶にあるんですけども。

また同じような事故が起こってしまって、助手席がもし窓が開いてたらですね、中の人に石が当たってしまうということも考えられるわけで、これは、前回の事故の反省を本当に生かしてたのかと。まあ、再発防止の話は、課長からも聞きましたけれども、なぜ徹底されなかったのか、というところにもう一度踏み込んでお話をお聞きしたいんですけど。

○公園緑地推進室長（横田盛二君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（大久保建一君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（横田盛二君） 基本的には繰り返しになりますけれども、事故防止ということで、前段説明した対策は講じているものの、今回におかれましては、その状況が落部墓地の上がっていったら、ちょっと右側の墓地のほうに入っていく墓地内の通路がございまして、今回芝刈りしていた管理人もですね、周囲は注意をして刈っていたんですが、まあ、その作業中のその軽自動車後ろ後方から来てですね、ちょっと気づかなかったという案件になります。

やはり、周囲の状況をきちっと確認して、人なり、車なりが車両が通行するのであれば、やはり一時停止するということが最大限の事故防止になろうかな、というふうに思っておりますので。今後もですね、最大限の注意を払って、徹底していきたいというふうに考え

てございます。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） それであればですね、通行する側、要するに作業している車に近づく側に注意喚起を促すっていうかたちで、まあ、小型の乗用なので、掲示板だとかそういうことはできないかもしれませんが、何かそういう。まあ、芝刈り作業中なので、近づくのを遠慮してもらうような、そういうようなことを町内に伝えるだとか、何かそういう方法でもしないと、少なくとも町民に被害が及ばないことを考えれば、何かもう 1 つ新しいことを考えなきゃいけないかなと思って。

僕は今度寄っていく側が注意をもってその距離を保つとか、場合によっては、作業機がいなくなるまで待つだとか、そういうことも合わせてやっていかないと、また数年後に同じようなことが起こって、そして、人に実際当たるようなことになってしまえば、また悔やむことにもなってしまいますので、もうちょっとやっぱりお互いちょっと工夫したほうがいいかなと思って発言させていただきました。

○議長（大久保建一君） 答弁は必要ですか。

○12 番（三澤公雄君） 必要だろう。

○公園緑地推進室長（横田盛二君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（大久保建一君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（横田盛二君） はい。どうもありがとうございます。今回ですね、やはり後方からの車の進入に気付かなかったということが一番の原因で繰り返しになりますので、芝刈りの方向ですね。例えば、今回、町道側のそばを刈っていたわけなんです、その運転される作業員が芝刈りをする方向ですね。車が進入してきても分かるような向きで、まず芝刈りの方向をきちっと指導したいというふうに考えるのが、まず一点目でございます。

あと 2 点目としては、入ってくるのは相手方の部分ですが、例えば、町のホームページであったり、広報なりでそのへんは周知をするのは可能だというふうに考えておりますので、今後ちょっと考えたいというふうに思います。

○12 番（三澤公雄君） ありがとうございました。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 8、議案第 10 号

○議長（大久保建一君） 日程第 8 議案第 10 号、令和 8 年度八雲町一般会計補正予算第 5 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（井口貴光君） 議長、財務課長。

○議長（大久保健一君） 財務課長。

○財務課長（井口貴光君） 議案第 10 号、令和 8 年度八雲町一般会計補正予算第 5 号について、ご説明いたします。議案書 77 ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 1 億 753 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 163 億 1,158 万 3 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 87 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目企画調査費、1,338 万 6 千円の追加は、デマンド型乗合タクシー運行事業であります。

高齢化が進む中、自宅から駅やバス停までが遠く、移動に関する不安や公共交通の本数が限られるなど、日常生活に必要な移動サービスを安定して利用することが困難な状況に対し、国の交通空白解消緊急対策事業補助金を活用し、ドアツードア型交通の導入により課題解決を図ろうとするもので、4 月 27 日付けで採択通知を受けたことから、10 月から実証運行として、デマンド型乗合タクシー運行事業を実施しようとするものであります。

運行は、平日週 2 回、1 日 2 往復で、運行区間は、八雲地域黒岩方面の北部地区、上八雲方面の山間部地区、落部方面の南部地区の 3 つのエリアから市街地までの区間とし、乗降場所は、市街地の公共施設、商業施設、医療機関等の 10 箇所を設定。

運賃は、乗車区間に応じて、500 円と 1 千円の 2 区分を設定するものであります。1 節から 11 節、及び 13 節は、公共交通活性化協議会委員報酬のほか、町民説明会に係る経費などの事務費として、合わせて 122 万を、12 節にはデマンド型乗合タクシーの運行に係る委託料として 592 万 9 千円、及び実証運行の検証について専門事業者から支援を受けるため、支援業務委託料として 623 万 7 千円を追加しようとするものであります。

8 目熊石総合支所費は、自動車購入事業の精査による財源内訳の変更であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障がい者福祉費、112 万円の追加は、重度心身障がい者医療事務システム、及び障がい者福祉システムの改修であります。

重度心身障がい者医療事務システムの改修は、令和 7 年度税制改正により、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、医療費助成の可否に用いる所得判定において、8 月までに当該システムに特定親族特別控除を反映させる必要があることから、重度心身障がい者医療事務システム改修業務委託料として 63 万 6 千円を。

また、障がい者福祉システムの改修は、令和 8 年度障がい福祉サービス等の報酬改定に伴い、障がい福祉職員等処遇改善加算の拡充や、就労継続支援 B 型における基本報酬区分の一部見直しなどがなされ、これら報酬改定に対応させるため、7 月までに当該システムを改修する必要があることから、障がい者福祉システム改修業務委託料として 48 万 4 千円を追加しようとするもので、障がい者福祉システムについては、改修費用の 2 分の 1 相当額が国の補助金で措置されるものであります。

3 目高齢者福祉費、45 万 7 千円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、詳細に

については、当特別会計の補正予算議案により、ご説明いたします。

議案書 89 ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、63 万 6 千円の追加は、ひとり親家庭等医療事務システムの改修で、重度心身障がい者医療事務システム改修と同様、令和 7 年度税制改正により、特定親族特別控除が創設されたことに伴うもので、ひとり親家庭等医療事務システム改修業務委託料として 63 万 6 千円を追加しようとするものであります。

2 目児童措置費、127 万円の追加は、乳児等のための支援給付事業、いわゆる子ども誰でも通園事業であります。

本事業は、子ども・子育て支援法に基づき、本年 4 月から、全自治体において実施されており、事業費に対して、国から 8 分 6、北海道から 8 分の 1 相当額が負担金として交付されることになっております。

八雲町においては、すでに町立くまいし保育園で実施しているところであり、八雲地域では、当初、子育て支援センターでの実施も視野に入れ、検討しておりましたが、民間の 2 か所の保育所等において実施意向が確認できましたことから、8 月からの事業開始を予定し、これに必要な乳児等通園支援委託料を追加しようとするものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、245 万 1 千円の追加は、新規就農者確保緊急円滑化対策事業であります。

本事業は、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、国の新規就農者確保緊急円滑化対策、世代交代円滑化事業、補助率、国が 2 分の 1 以内、北海道が 4 分の 1 以内を活用し、入沢地区において、農作業で効率よく薬液散布が行えるブームスプレーヤの導入に対して支援することで、担い手の円滑な確保を図るため、町が実施主体となり、当該事業を実施しようとするもので、4 月 8 日付けで補助金の配分通知を受けたことから、事業費 359 万 7 千円に対して、国と北海道の補助金相当額を合わせた 245 万 1 千円を、新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金として追加しようとするものであります。

5 目農地費、947 万 1 千円の追加は、春日地区農業用排水路浚渫事業であります。

春日地区の農家及び住宅地を流下する農業用排水路は、近年の局地的な豪雨の影響により、上流部からの土砂流入と堆積が著しく、下流区域において河床の上昇により流下能力が低下している状況にあり、大雨時や融雪時期には道路への越流が確認されるなど、周辺への浸水被害や農地への冠水被害が懸念されており、早急に土砂の浚渫工事を実施する必要があります。

一方、当該地区においては、鉄道運輸機構による北海道新幹線保守基地の建設が予定されており、機構が実施する周辺の側溝整備に関連し、すでに越流が確認されている既設水路へ接続した際の浸水・冠水被害を防ぐため、町との費用分担による浚渫工事合併施工の申し出があり、地域の安全と農業基盤を守り、円滑な事業推進を図るため、保守基地の排水対策と一体的に整備を進めることが最善であると判断したことから、春日地区農業用排

水路浚渫工事請負費として、947 万 1 千円を追加しようとするものであります。

なお、町と機構との費用分担については、工事費は流域面積と保守基地面積との按分とし、仮設費は折半によることで協議が整っており、全体の負担割合は、町が 81.7%、機構が 18.3%で、負担金として町へ納入していただくものであります。

8 款土木費、1 項土木管理費、2 目車両管理費は、自動車購入事業の精査による財源内訳の変更であります。

4 項都市計画費、2 目公園費、5 万円の追加は、報告第 4 号、専決処分の報告にてご説明しました、落部墓地内における芝刈り作業中の飛び石に伴う損害賠償額の決定により、その損害賠償金を追加しようとするものであります。

10 款教育費、5 項保健体育費、4 目町営スキー場管理費、73 万 7 千円の追加は、スキー場ペアリフト制御装置等整備工事請負費の増額であります。

本工事については、令和 7 年第 2 回定例会において、工事請負契約の締結について可決いただき、現在、工事を進めているところでありますが、施工において、キュービクルの整備に関連し、スキー場内の北海道電力受電設備とキュービクル間の高圧地中埋設ケーブルの絶縁抵抗値が、基準を下回ることが確認されたところであります。

現状のままでは、漏電による火災や、北海道電力施設の遮断器作動による周辺地区の停電など、様々な被害が懸念されることから、電気保安協会の意見を踏まえ、施設等の安全を確保するために対応が必要であると判断したところであり、追加工事分として 73 万 7 千円を追加しようとするものであります。

なお、本補正予算可決後、変更契約の締結に関しては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく町長の専決処分事項の指定、第 3 号の規定に基づき、専決処分により対応させていただきますことを申し添えます。

12 款、1 項公債費、1 目元金、7,795 万 2 千円の追加は、令和 6 年度に借入した新庁舎整備事業債の繰上償還に係る元金償還金であります。

新庁舎整備事業においては、当初、実施設計業務委託料に対する財源の一部として、地方債 7,940 万円の借入を行いました。新たな整備方針により基本・実施設計を行うこととしたことから、当初の設計に基づく庁舎整備とならないため、借入を行った地方債を繰上償還する必要があります。

当該地方債については、すでに一部の償還を行っていることから、残額について繰上償還するものであり、元金償還金の内訳は、合併特例債が 3,475 万 2 千円、過疎対策事業債が 2,320 万円、緊急防災減災事業債が 2,000 万円で、合計 7,795 万 2 千円であります。

また、繰上償還予定日は、借入先との協議により、合併特例債は 6 月 15 日を、過疎対策事業債及び緊急防災減災事業債は 9 月 24 日を予定しております。

なお、過疎対策事業債と緊急防災減災事業債の繰上償還にあたっては、借入先に対して補償金が発生する可能性があります。それが判明するのが償還日の 20 日前であることから、補償金の支出が必要となった場合は、改めて予算補正をお願いするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、1 億 753 万円の追加であります。

続いて、歳入であります。同じく、議案書 83 ページをお願いいたします。

1 款町税、3 項軽自動車税、1 目環境性能割、278 万 3 千円の減額、2 目種別割、4,270 万円の減額、3 目軽自動車税、4,270 万円の追加、及び 10 款、1 項、1 目地方特例交付金、278 万 3 千円の追加は、議案第 2 号で可決いただきました、八雲町税条例の一部を改正する条例に関連する措置であります。

環境性能割が本年 3 月 31 日に廃止となったことに伴い、令和 8 年度の減収見込み分については、地方特例交付金により全額補填されることから、環境性能割を減額し、同額を地方特例交付金に追加。また、種別割が軽自動車税へ名称変更されたことに伴い、3 目軽自動車税を新設し、種別割から全額を組み替えるものであります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、95 万 2 千円の追加は、乳児等のための支援給付負担金で、乳児等通園支援委託料の 8 分の 6 相当額であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、922 万 8 千円の追加は、交通空白解消緊急対策事業補助金で、デマンド型乗合タクシー運行事業の補助対象経費に対し、定額 500 万円と、それを超えた額の 3 分の 2 相当額の合計額であります。

2 目民生費国庫補助金、24 万 2 千円の追加は、障害者総合支援事業費補助金で、障がい者福祉システム改修業務委託料の 2 分の 1 相当額であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、15 万 8 千円の追加は、乳児等のための支援給付負担金で、乳児等通園支援委託料の 8 分の 1 相当額であります。

議案書 85 ページをお願いいたします。

2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金、245 万 1 千円の追加は、新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金で、歳出と同額であります。19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目減債基金繰入金、7,795 万 2 千円の追加は、新庁舎整備事業債の繰上償還に係る元金償還金に対応した基金繰入金で、歳出と同額であります。

20 款、1 項、1 目繰越金、41 万円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。21 款諸収入、5 項、7 目雑入、173 万 7 千円の追加は、春日地区農業用排水路浚渫事業における鉄道運輸機構の負担金で、事業費の 18.3%相当額であります。

22 款、1 項町債は、1,440 万円の追加で、歳出でご説明しましたとおり、各目、各節、説明欄記載のとおり計上するもので、財源の確保と後年度の財政負担の軽減を図るため、償還にあたり交付税措置のある有利な起債としたものであります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 1 億 753 万円の追加であります。

次に地方債の補正であります。議案書 80 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正は、追加で自動車整備事業及び農業用排水路浚渫事業に対応したものであります。

以上で、議案第 10 号令和 8 年度八雲町一般会計補正予算第 5 号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○4番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(大久保建一君) 赤井議員。

○4番(赤井睦美君) すみません。聞き逃してしまったので、もう一度お願いします。

89 ページの農林水産業費の農業振興費、新規就農対策費について。すみません、もう一回説明をお願いします。

○財務課長(井口貴光君) 議長、財務課長。

○議長(大久保建一君) 財務課長。

○財務課長(井口貴光君) はい、繰り返しになりますけれども、ご説明させていただきます。

この事業はですね、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承を発展できるよう、国の新規就農者確保緊急円滑化対策世代交代円滑化事業、これは、国と北海道からの補助金ですが、国が1/2以内、北海道が1/4以内、この補助金を活用して、入沢地区において、農作業で効率よく薬液散布が行えるブームスプレーヤーという機械、これの導入に対して、支援を行い、担い手の円滑な確保を図るというような事業内容でございます。

○4番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(大久保建一君) 赤井議員。

○4番(赤井睦美君) イメージとしては、新規就農者って、人に対しての補助金かなと思ったんですけど、これはこの効率のよい機械を入れることで、新しい人が入ってくるかもっていう、そういう期待の補助金の使い方っていうのは可能だということですか。

○農林課長(加藤貴久君) 議長、農林課長。

○議長(大久保建一君) 農林課長。

○農林課長(加藤貴久君) 今回の国の補助事業のメニューといたしましては、新規就農、親元就農も含む場合、今回の案件については、親元就農なんですけど、そういう方が機械導入にあたって使える事業メニューとなっております。

考え方としては、一般的な農家でも各種いろいろな補助事業がございますが、機械導入にあたって使える補助メニューについては、新規就農者、親元就農を含む方が使えるもの。一般の農家さんではなくて、新規就農者の皆さんが使えるメニューということで、たまたま営農項目、農業で営んでいる機械で、補助メニューと合致したということで、申請して認められたのが今回のケースということで、ご理解をお願いいたします。

○4番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(大久保建一君) 赤井議員。

○4番(赤井睦美君) 新規就農者が最近いないので、それに向けての補助金ではなく、継承者も含めて、新規就農者がこういう機械が欲しいとか、こういうものが必要っていうのを提出して認められると、今後もいただけるということでよろしいでしょうか。

○農林課長(加藤貴久君) 議長、農林課長。

○議長(大久保建一君) 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） この事業につきましては、国の令和7年度補正、昨年度補正のメニューになります。ということで、国のほうの補正予算で出てくる補助メニューにつきましては、毎年度あるかという、なかなかそういうものもないんですが、国のほうといたしましても、新規就農者、農業人口の減少に歯止めをかけるという部分では、重点を置くというふうに農水省も首相も発言をしておりますので、メニューとしてどういうふうに出てくるかはまだ定かではございませんが、引き続き支援策が継続されるものというふうに思っておりますし、当庁といたしましても、補助メニューの分析等より使いやすく情報提供をしていくという部分では、アンテナを高くしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 入沢地区ってことですがけれども、薬剤散布では、地区ではヘリコプターとかドローンとかで、集団でやっている作業がありますけれども、それには対応できない畑、もしくは作物だというふうに考えたらよろしいでしょうか。その機械をその使う相手は。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（大久保建一君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 個人情報になるので、具体的に言うと特定されてしまうので、言い方を少し変えますけれども、水田地区ではありません。耕種です。畑の作物が対象ということで、ご理解をお願いいたします。

○12 番（三澤公雄君） 分かりました。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） 88 ページのオンデマンド型乗合タクシーの件についてお聞きしたいと思います。これで、常任委員会にも説明はあったんですが、そこでちょっと疑問があつて。

○12 番（三澤公雄君） 議長、この質問に対しては、議長の交代を求めます。ならびに大久保議員の除斥を求めます。

○議長（大久保建一君） 暫時休憩いたします。

議会運営に関することなどで、休憩中に議会運営委員会を開きたいと思いますので、理事者の方、お待ちいただきたいと思います。すいません。

予定ではですね、再開を11時25分といたします。

休憩

再開

○議長（大久保建一君） 再開いたします。ただいまの動議につきまして、議会運営委員会で協議いたしましたので、議会運営委員会の委員長より報告を求めます。

○議会運営委員会委員長（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（大久保建一君） 赤井委員長。

○議会運営委員会委員長（赤井睦美君） 今、横田議員が質問しようとするデマンド型乗合タクシーに関しては、大久保議長の会社に関連しているということで、ここの部分の進行を副議長に変えてやっていただくということに決まりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 暫時休憩いたします。

休憩

再開

○副議長（宮本雅晴君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの横田議員の質問について、もう一度説明よろしくお願いいたします。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○副議長（宮本雅晴君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） デマンド型乗合タクシーの件について。これは、総務常任委員会に報告がございましたが、そこでちょっと気にかかることがありまして、関連する乗合型タクシー事業にかかる協議などが行われているということで、その会議録を請求いたして、その中身を見たところ、予算に関しての部分でどうなのかなという思いがあって、質問させていただきます。

これは、総務委員会で説明されたような中身の今回の上程でございますが、会議録を見ましたら、今年の2月10日の会議では、この予約センターといいますか、そういう部分について金額の提示があって、そこには今現在行われている八雲～熊石間の予約については1日1千円と、それをもとに八雲の予約センターの仕事を基本的には、落部方面の南部。それから、上八雲、黒岩方面の2つに分けて、多分2千円でどうだという提示があったようでございます。それで各々の会社がそれに対して、どうこうっていう話があったように書かれております。

それで、そのうちの1社はやってもやらなくてもいいというような雰囲気のことでも進んでおりましたが、その話し合いの中では、まあ、この文章の中ではね、その金額ではやれないという話があるので、再検討してお知らせをするというようなことでその会議は終わっているようでございます。

その後の3月の次の回ですね。3月の31日ですかね。会議が。その中で、その予約センターの経費である金額が8万円を超えない程度でどうだ、という提示がされております。

ここで、2社あるうちの1社がやりたいと言っていることなんですが、問題は八雲町が提示した2千円でどうだっていうので提示して、まあ、金額が合う、合わないという話を

した中でね、1社は、まあ、やってもいいよという返答をいただいているにもかかわらず、次回に持ち越し金額を上げたという、どうしてそうなったのか、お聞きしたいと思います。

○公共交通参事（戸田 淳君） 議長、新幹線公共交通参事。

○副議長（宮本雅晴君） 参事。

○公共交通参事（戸田 淳君） ただいまの横田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、経過としては横田議員がおっしゃる、まず2月10日の協議の中で、町からは既存の八雲～熊石間のデマンドバスのオペレーター費用というのは、1日2千円ということではしておりまして、それは通常のタクシーのオペレーターさんがその予約を受け付けて業務しているということで、この事業についても同様の方法で進めるのかな、というふうに、当初、町も検討しておりまして、ただの2つの事業者で3地区ということで区域等も増えるし、予約等も増えるとか、その他の手間もあるということで、2社分ということで、1日2千円でだいたい月額にすれば30日ですので、6万円という定義でまず最初、協議をいたしました。

それで、まず一番大きく変わっているところが、その予約受付業務につきまして、通常のタクシーの業務であれば、今、車が何台空いていて、予約を受けたら貸し切りですから、そこに行ける、行けないとかっていうことになると思うんですけども。

このデマンド型乗合タクシーの予約の受け付け業務。まあ、その内容についても、どういったかたちで予約をするかとかっていうことをいろいろ何度も事業者と協議をしてきておりますが、まず、その登録者から予約の電話を受けて、管理台帳等にそれで確認をして入力をしたりですとか、それから車が今空いてる、空いてないということではなくて、未来の予約になりますので、何人の予約が入ったら予約をストップしないといけなかったか、何人目、要は車何台分の予約が入った後、次の追加の車を出せるのか、出せないかという運行事業者との協議ですとか。さらに、そういうようなことが業務内容がいろいろ通常のタクシーのオペレーターの業務とは違うということで、両者ともにその対応するのは、事務所の職員がやることになるということになりました。

その時点で、まず町側で考えていた業務とも、対応する人っていうのも全く話が変わってくるなというところがありました。それで、事務所の職員が対応する。まあ、職場でパソコンでエクセル等で確認しながら受け付けて管理をするという業務になりますので、そうすると、勤務日数が通常のタクシーのオペレーターであれば、土日もずっといるんですけども、通常の朝から夕方までいる職員がその予約受付業務を対応することになりましたので、そうすると、1ヶ月の日数っていうのも当然30日ぐらいで考えて毎日って考えていたのが平日だいたい20日程度に変わります。

それがなんていうんでしょう。人件費として、一人一人分見るとかであれば、まずその出勤した日とかでいいと思うんですけども、要は1ヶ月で走る運行、ピットと決まっていますので、土日があってもなくても、乗る人が決まっていれば予約の件数というのは変わりませんので、そういった面も考慮しながら、改めて3月10日の日にまず提示する、協議をするに向けて、予約の管理経費の内容についても見直しを行いました。

その中で、当初は、その月額6万円ということで見えておりましたが、さまざまな当初想定していない業務等も発生するということが考慮しまして、まず、月額としては、金額を8万円として提示したというのは、金額の部分ではそういったことがございます。業務内容が大きく変わっているというところで、変えているところです。

また、1回目の打ち合わせの時に、1社はやってもやらなくてもいいって言っていたんだけど、っていうところで、それでも、なおかつ2回目の打ち合わせをしたっていう業者の部分ですけれども。

まず、1回目の話し合いの中で、確かに2社のうち1社はですね、確認をしたところはやってもいいよということでは、お話はされたんですけども。ただ、業務内容が想定と変わったのは違うというところで、町のほうからもそのやってもやらなくてもいいって言った事業者にはですね、休日の対応だとか、どのようにするかということを数点お聞きしたんですけども、まあ、そういった中では、ちょっとその対応自体も心配な部分もあると。

まあ、個人情報の管理だとか、さまざまな、要はずっと土日でも事務所にいるわけではないですから、いろんなところで受け付け。外出先でも受け付けたりだとか、電話の内容を記録して後から処理するだとかって、その後の処理でもちょっとリスクを伴うような対応ということも考えられました。

そこでは、じゃあ、もともとの提案内容がまずベースから条件が変わるものですから、もう一回、町としては、その内容と金額について、改めて検討して提示させてもらうということで、2回目、3月10日の日に提示をして、その上で事業者間でも話し合いをしまして、今回やる、やらないということで、ちょっと事業者間の話し合いの中で決まったという経緯となります。すみません、ちょっと長くなりましたけれども、よろしく願います。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○副議長（宮本雅晴君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） えっと、なんていうのかな。基本的にはね、八雲～熊石間でやっているイメージが双方にあったと思うんです。それは業者2社にしても、役場の今の答弁にしてもそうですよね。

でも、一業者から聞くと、そういうパソコンを使っただけのエクセル入力をしなきゃなくなったとかいう部分で、要はそれで合うのかどうかっていう、合うっていう言い方おかしいですが、業務量としてどうなんだっていう話があったのは、聞き及んでおります。

そのパソコン入力をしなきゃいけないっていうところが、先ほど個人情報だとか、なんとかって言われたんですが、その事業者にはね、パソコン入力をする負担をかけなきゃいけないようなことの事業ではないように私は思うんです。

現実に、八雲～熊石間で事業をやっているわけですから。それで、八雲地域でもやりますよっていう、そこにパソコン入力が必要だっていう理由が私にはちょっとわからないんですが、その辺の明確な説明をお願いしたいと思います。

○公共交通参事（戸田 淳君） 議長、参事。

○副議長（宮本雅晴君） 参事。

○公共交通参事（戸田 淳君） パソコンのやり方というのはいろいろあるんですけども、予約のいろんなメーカーで今システムなどもあるので、きっとよりよい使いやすいものとかもそういうのを導入すればあるのかもしれないんですが、相当費用もランニングコストもかかるというところで、より手間のかからないものを町も導入したいなっているのはありますが、まだ実証運行で利用がどのくらいになるのか全く見えない中で、ランニングコストが相当かかるようなものもまた難しいのかなということ。

それで、今回パソコンというのもですね、事業者が例えば、予約センターの方が記録して、1週間前から予約できますので、何日の何便に誰が乗りましたとかっていうのを全部それを積み上げていって、要は集計してですね、その日の便ごとに、地区ごとに人数だとかっていうのも、全部管理できればいいんですけども、なかなかそれも多分非常に煩雑になると思いますので、その辺、費用をかけないかたちでということで、町の担当部署のほうでエクセルでそれを管理できるような表を作成しまして、それを町と運行事業者と予約センターとで情報を共有して、みんながどういう何地区にどういった予約が入っているかというのを、すべて3社で確認をできるようなものを今構築して行うということで、今進めているところです。

まあ、それでない方法でもできるんですけども、やはり、そうですね。週2日とはいえ、1日4便ありますし、それも3地区に分かれてますので、地区ごとにどの便に誰が乗る。それを予約する日も、当日に限らずにバラバラに予約が入ってきますし、そういったものを間違いなく管理していくという意味では、同じものでちゃんと共有してエクセルですけども、それでやっていくのが今のところは、コスト的にも管理するにもいいのかなというところで、現在進めているところです。

その入力等の処理については、それもいろいろやり取りの中でなるべく手間かからないようにということで、操作については簡単にできるようにやってるんですけども、まあ、それであっても、パソコンで入力をするだとかってということが通常タクシーのオペレーター業務をしているオペレーターさんの業務とは、また全く違うものになるのかな、というふうに考えているところです。以上です。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○副議長（宮本雅晴君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） あれ、回数決まってるだけ。

○議会事務局長（野口義人君） 3回。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○副議長（宮本雅晴君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 普通のタクシー業務であれば、電話を受けて配車して終わりっていう感じもあるから簡単に考えてたんだろうと思うんだけど、まあ、これは3社で例えば実証なので、どのくらいの実的需要があつてっていうのを把握するためには、確実な役場でも共有するということなので、確実な情報として蓄積されるんだろうなと。

まあ、今どこの分野も DX でしたかね、進められているので、1つの方法として考えられたのかなというので、いたし方ないかなと思いますが、そこはまあね、業者含め納得していただいたということなので、まあよしとしましょう。

それで、先ほど最初の答えの中で、どちらが予約センターを引き受けるかという話の中でね。どうもここに議事録ってあるんですが、その議事録の内容とどうもニュアンスが違うとか、ちょこっとこれはないんじゃないのっていうところがありまして、そこら辺でお聞きしたいのは、この会議の議事録っていうものは、どのように。

例えばね、その会議を録音しているだとか、いうのから議事録を起こしているのか。ただ、気づいた点をメモしたものを議事録として出してきたのか、お伺いしたいと思います。

○公共交通参事（戸田 淳君） 議長、参事。

○副議長（宮本雅晴君） 参事。

○公共交通参事（戸田 淳君） 会議の内容については、議会の会議録のように一文字一句正確というものではないですけども、一応、漏れがないように、あと、音については録音をして、それを漏れがないように整理している状況で、今進めております。

○2番（横田喜世志君） やりたいんだけど、なんとかありません。もう一回やりたい。お願いします。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○副議長（宮本雅晴君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 横田議員が4回目を求めているのでいいんじゃないですか、やるの。僕は後でいいですよ。

○副議長（宮本雅晴君） いいですか。

○12番（三澤公雄君） はい。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○副議長（宮本雅晴君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） すみません、4回目。

○副議長（宮本雅晴君） これで最後になります。

○2番（横田喜世志君） すいません。うーん、じゃあどうしようかな、困ったな。どういう聞き方をしたら終わるのかな。

えー、今答弁で録音していると言われましたね。ということは、例えばね、この会議録を確認してもらったわけです、私。そしたら、もう2ヶ月近く経ってるから細かいことは、よく思い出せないけれども、大まかなところだけでもちょっと違うと言われたんですよ。

今言われたように、予約センターの1社が予約センターを受け持つようになったっていう、そういうおおまかな部分はいいいんですが、そのとおりだろうと、それに近いことは言っている。

ところが、こうやって文章になると、どうも納得いかない点が見受けられるということなんですよ。それは本当に例えばね。そこで、ちゃんと文字起こし、私たち議会議員は常任委員会だとか、なんとか本会議も含めて録音したものをそのまま文章にしていますの

で、そういうものだという私の思いがあります。

でも、この会議録を見ていただいたときに、いや、ちょっと違うなって言われたら、ちゃんと録音したものを表現されてないということになりますよね。そこで、このただの文章だけを見た人は、そういうなんだろう。なんか違うっていうか、ニュアンスの違い。

例えば、そういう言葉は使っていないよっていうのも言われたし。例えばね、これはいつですか。3月の30日の事業者への確認という項目があつて、ここの中で、町と順番にいろいろと話をされているわけですが。

それで、ここに括弧書きで、理解ができてない様子って書かれているんですよ。括弧書きですよ。こういう印象なんですよ。印象を書かれているんですよ。ここも指摘されました。っていうことはね、先ほど言った業者間で決まりましたっていう話の中も文章になつてるんですが、ここも、決まったのは、まあ決まったんだと。

ところが、ここに表現されている内容の表現が、どうも恣意的だっていう言い方をされたんですよ。先ほどの括弧書きのところもそうですよ。恣意的じゃありませんか、これ。こういうやり方してて、いいんですか。録音しているにもかかわらず。これは問題があると思うんですよ。なぜこういうことをしたのかっていうところを聞きたいと思います。

○副町長（竹内友身君） 議長、副町長。

○副議長（宮本雅晴君） 副町長。

○副町長（竹内友身君） すみません、行政文書全般にわたる話になると思いますので、私のほうから、ちょっと一言説明させていただきたいと思います。

担当のほうでは、こういった議事録っていうのは、録音するところもあるし、それから、複数の職員で聞き取って書いたものを要約してまとめるというやり方もありますので、当庁の場合、今確立したやり方っていうのは、決まったやり方っていうのは特段ないんです。複数のやり方でやっております。

それで、議会のようにですね、議事録一つ一つそれを文字起こしして記録するという方法は、少ないと思います。要約したかたちで、議事録というものを精査して記録残すというようなかたちにしておりますので、その点はちょっとご理解いただきたいというのはあるんですが。

横田議員が今、申し上げました。理解ができていない様子っていうのは、特段その議事録とは関係のない、こちらの職員が感じたものを書いているもので、本来そういったものは書くべきではないというふうに、私は考えます。

ですので、今後、不適切な記録が残っている部分については、お詫び申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番（横田喜世志君） いやいや、もうちょっと答えてや。今のじゃ、ちょっと足りないでしょ。

○副議長（宮本雅晴君） 暫時休憩いたします。

○2番（横田喜世志君） 休憩するのかい。

休憩
再開

○副議長（宮本雅晴君） 再開いたします。

○公共交通参事（戸田 淳君） 議長、参事。

○副議長（宮本雅晴君） 参事。

○公共交通参事（戸田 淳君） 会議の記録について、町側でちょっと恣意的に記載内容が違うニュアンスになっているんでないかというご質問があったかと思いますが、そこについては、一切そういうことはございません。以上です。

○2番（横田喜世志君） いやいや、ちょっとさ。言ったことを理解してるのかな。

○副議長（宮本雅晴君） 他にありますか。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○副議長（宮本雅晴君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 横田さんが読んでいる会議録を僕も見させてもらったんですけれども。それで、そもそもね、会議の進め方として、町の提案として1日2千円を提示して、それで会議が進んでいって2社、S社とY社があって、S社のほうがやってもいいよと。そういう原案に寄り添った答えがあったらY社のほうはこの金額じゃできないという意味表示もしてるんですよ。

そうすると、読んでいたときに、まず疑問に思うのは、原案に賛成っていうか寄り添って、まあやっていきながら考えましょと、つまり、実証実験なので動き出しながら、不都合な点なんかをピックアップし、後日試行錯誤していくっていう。そういった含みのある受け答えだと思ったんでね。であれば、やっていく意向を示したS社のほうに寄り添って会議が進むべきかなと思ってこの会議録を読んでいくと、どうもそうじゃなくて、できないって言った業者の言い分、要するに単価を引き上げることだとか、受けやってもいいよって言ったS社のほうは、土日も含めてやるってことを理解した上でその金額でやるって言ってる文章だったんですよ。

だから、なんで町側の提案に寄り添っている会社のほうに寄り添う流れではなく、できないって言うてる会社のほうの意見に寄り添って、そして、最終的にできないって言うてる会社が金額が上がったことによって受け付けるかたちになったというその流れがやっぱり不思議に思うんですよ。

もともとその問題提起っていうのは、S社のほうから訴えられたこと、相談を受けたことの内容に寄り添って議事録を開示させたものですから。だから、S社の主張と議事録の表現の仕方の乖離も、先ほど横田さんが言葉を尽くして質問してましたけれども、そういったところの印象なんですよね。そこをまずわかってもらいたい。

だからつまり、町の提案をよしとした会社のほうに会議の進行が寄り添っていなかったのは、なぜなのかというところが、一番の疑問なんですけども。

○公共交通参事（戸田 淳君） 議長、参事。

○副議長（宮本雅晴君） 参事。

○公共交通参事（戸田 淳君） 確かに1回目の会議の時に、町側の提案。それはタクシーのオペレーターさんがきつと対応するだろうという前提での提案の際に、S社のほうも前向きな答えだったので、記録にはありませんけれども、会議の中ではまずやってくれるところがないと事業が進みませんので、その段階ではまず良かったなという感覚は私もありました。

ただ、その打ち合わせの中では、先ほどご説明した、まず予約を受け付ける体制自体がちょっと当初思ったものと違うなというところで、それであれば、まず、ちゃんと事業が成り立つのかといううちの提案とも違ったものですから、平日に違う職員が対応するといった時に、事業として成り立つのかというところの部分で、その時点で考えられる範囲で大丈夫かどうかという確認っていうのをさせていただいた中でちょっと不安があったのと。

あと、三澤議員も今おっしゃってました、10月までに体制を整えるというお話はいただいたんですが、ただ、町としては、この事業を進めるにあたって、運行開始自体は10月なんですけれども、その事業を進めるための法定協議会で議論するだとか、方向性を確認する。

また、国の補助の交付金の申請のタイミングも3月とかに応募して、4月中には申請だとか、そういった時点である程度その体制っていうのは、固まっていない、見えてないといけないという部分もありましたので、そういったところから10月までのあいだに間に合えばいいっていうところでは、その時点では、じゃあすぐお願いしますっていう気持ちになれませんでしたので、予約受付体制等も含めて、改めて町でもう一回内部で議論をして、こういう方向でできないかというのを再度3月に提案させていただいたところになります。

OK もらった返事はすごい嬉しかったんですけれども、そのままじゃあすぐ突き進んでいかとあったところでは、ちょっと不安な要素もありましたし、提案内容も変わるので、じゃあ、もう一回仕切り直して提案します、ということで、1回目の会議を終えているところになります。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○副議長（宮本雅晴君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 先行している熊石～八雲間が1日1千円の予約状況。それをもとにして、役場は2社あるんだから2千円だろうって。これまたざっくりとしたね、倍になったんですよ。

それで、そのことに対して、まあやってもいいでしょうといった会社。ざっくりした数字だから、やってもいいでしょうと言った。であれば、再提案するときも、その1日2千円をベースに、要するに、運行状態、そのいろんなルール、どういったシステムにしようかだとか、そういうところの検討は、この1回目の会議の中で出てきたことをクリアしながら再提案するってことは、やぶさかではないと思うんですけれども。金額に関してはやるって言ったところに。だって、もともとはざっくりした数字なんですから、熊石の倍で

すからね。

だから、ここを金額を上げていったっていうかたちが読む側としては、この資料を読んだときにやらないって言った業者のほうに寄り添っているようにしか見えないんですよ。この金額でもやってもいいって言うと、業者のほうに寄り添って、運行のいろんなシステムの話とかを再提案するならわかるんですよ。

だって、財政健全化計画をこの2月の時点ではまだ言ってませんけれども。だから、繰り返しますけれども、やるといった業者のほうに。もともとの数字が。繰り返しますけれども、熊石の運行の倍の予算をつけているということを考えたときに、本当にこれ試行なんで、ざっくりだと思うんですよ。

ざっくりであれば、やるといった業者に寄り添って会議を進めていくほうが納得がいくんですけれども。どうして金額を上げたんでしょう。

○公共交通参事（戸田 淳君） 議長、参事。

○副議長（宮本雅晴君） 参事。

○公共交通参事（戸田 淳君） 繰り返しになりますが、まず金額を上げたことについては、当初予定していた、現在それぞれの事業者にいるオペレーターさんが兼務でできる範囲という想定だったものが、それ以外のちょっと想定が変わって、それぞれの事務職員の中で業務をすることになり、また、予約を受け付ける方法等についても当初思ったよりは煩雑になるのかなということもございました。

それで、オペレーターのその予約受け付け体制の変更に伴って、金額を見直したのがあります。以上です。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○副議長（宮本雅晴君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） つけ足しますけれども、僕が読む資料に関してはですね、S 社のほうからこうこうこうしないと、やっぱりこの金額でできないよっていう言い直ししているようなところは一切ないんですよ。もっぱらできないっていう業者さんが、しきりに発言している。

そして、再提案するときには、金額が上がってその業者がやりやすい体制を提示したように見える。行政とこの業者は著しく近いんじゃないかと。会議の進め方が。そういう見方がされる資料で、なおかつ、横田さんが指摘したように、これは録音したものを一字一句起こしたのではなく、後に会議でまとめていると。まあ、そういうやり方を統一していないからって、先ほど副町長もおっしゃったんで。

だから、ゴールに向かってわかりやすく、自分たちの記録として残したものを横田さんが開示して、そして見たと。だから、ゴールありきの資料になってるんで、本当に会議の中で孤立しているんじゃないか、というイメージを受けた。この S 社の主張したことがすべて載ってない資料ではないかというバイアスを加えて見ると、先ほど僕が申したように、やれないという業者に寄り添って金額も上げて、答えを導き出したかのように見えてしまうんですよ。

これが多分、この議案の時に問題提起した横田さんの言いたかったことっていうか、常任委員会では説明を受けていないことが、この本会議直前にわかったんで、みんなもわかってほしいということで、話したことだと思います。

繰り返しますけれども、なぜ当初の役場としては根拠があった、1日2千円ではなく、やれるといった業者があったのに、金額を上げるという選択をしたんですか。

○副議長（宮本雅晴君） 暫時休憩いたします。お昼過ぎましたので、再開は1時から再開いたします。10分減りました。

○議会事務局長（野口義人君） ご連絡いたします。

この後、直ちに第2委員会室において、総務経済常任委員会を開催いたします。終了後、同じく第2委員会室において、森林林業林産業活性化議員連盟役員会を開催いたしますので、役員の皆様はご参集願います。以上でございます。

休憩

再開

○副議長（宮本雅晴君） 休憩前に引き続き、午後からの議会始めます。質疑に対する回答を参事よろしくをお願いします。

○公共交通参事（戸田 淳君） はい。午前中の質問に対して、引き続き答弁をしたいと思います。

まず、はじめにですね、事業者との協議何度もしておりますけれども、にあたりましては、2つのタクシー事業者がございすけれども、その他に町、それから函館運輸支局なども入った中で議論を進めておりまして、担当職員及び函館運輸局支局についても同じ認識でいるというふうに考えております。

それで、金額の関係ですけれども、金額の関係については、まず、2回目の会議の時に町のほうから提案をしています。前回の案としては、予約センター1日2千円×30日、6万円としていましたけれども、再検討の案として、月額8万円以内としたい。

理由としては、個人情報を取り扱う関係や、さまざまな調整事項もあり、また、1日のうちに専用のそのオペレーターさんじゃない中で、バラバラの時間帯で予約を対応するなど、件数が増えると負担も相当出てくるということも踏まえて、内部で協議した結果、若干ではあるが、増額して8万円以内としたという。

この8万円の中に、専用電話の設置ですとか、通信料や維持管理にかかる費用も含めてお願いします、ということで、事業者さんには説明をしております。また、8万円ちょっと高いのかどうかという質問はないんですけれども、ちょっとこれまでの質問の中で、8万円について、インターネットで調べた中なので、それぞれ自治体によって交通の体系とかも違いますから条件もバラバラだと思うんですけれども、このデマンド型乗合タクシーの予約受付業務の委託というところでは、日額で3千円から7千円、月額で6万円から15万円が相場というような記載もあったということで、受付件数とか個々の事情によっても

違うのかなというふうに考えています。

また、昨年度導入に当たりまして、都内の4自治体、デマンド型のタクシーをしている自治体を視察しておりますが、予約管理経費の部分につきましては、1つの自治体は、ちょっと数百万かかるということで非常に高額だったんですけれども、他の3つの自治体については、当庁と同額もしくは多少前後する程度であったということで、その8万円という額について、町としては高いというふうには考えていないというところでございます。

あと、最後には、その両者の合意の部分なんですけれども、先ほど2回目の会議で町のほうから提案をしまして、いろいろな議論をした後に、町のほうから前回の打ち合わせの時にY社のほうでは難しいということもあって、今回の説明でそれぞれ2社のほうに意向としてどうかというのを改めて聞いています。

それは、前回の条件が変わっているの、提案する内容も変わっておりますので、改めて2社に聞いております。それで、Y社につきましては、まあ、これくらいの金額であればやる意思はあるというところ。うちのほうからS社のほうはどうかということで聞きましたが、S社については、どちらでもいいですよということで、どういう意味でしょうか、というところでは、やらなくてもいいんだということは話していました。

ただ、はっきりとした回答ではありませんし、その段階では、提示したすぐでしたので、今後また話していきましようということで、仮にもしどちらもやるっていう意向があるのであれば、見積もり合わせの実施も、まあ、予算可決後になるけれども考えておりますので、それまで、予約センターの業務内容もいっぺんに説明してますので、よく考えてくださいということで、一旦話を終えています。

その後に、Y社のほうで皆さんいるところで、事業者同士でちょっとお話をする場面がありまして、その中で、先ほどY社のほうからは、S社のほうに、どちらでもよいというのは、やってもいなくてもいいということですかという問いがありまして、S社のほうでは、今のところはそう考えている。Yさんのほうで、というような回答がありまして、それを受けて、Y社のほうでもしこちらでできるのであれば、ということでお話をしています。

それで、そのS社のほうが、それではY社のほうでやってもらったほうが、というような話になりまして、多分そのほうが私も良いと思っている。

まあ、前回2月の打ち合わせの時については、金額のこともあってどっちがどっちがまあ決まらないような状態だったので、うちはどちらでも良いと思ったけども、話を進めるためにやっても良いと言いました、ということで、ただ、Y社さんがやるということであれば、私もそのほうが良いと思っているということを述べています。

その話を受けまして、町としては、もし今、それでお話が決まったのであれば、Y社のほうがやるということで、決定して進めてもいいんでしょうかということを確認したところ、S社の方では構いませんという話でありましたので、町としては改めて条件が変わったので、2社に提案をし直した。

その結果、両者が納得の上で予約センターについては、Y社がやるという方向で決定したというふうに認識しているというところでありますので、ご理解願いたいと思います。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○副議長（宮本雅晴君） 三澤議員。3回目です。よろしくお願いします。

○12 番（三澤公雄君） 答弁が不十分なので、場合によっては4回目をやるかもしれませんので、議長も覚悟しておいてください。その後段の部分説明したところは、僕ら常任委員会でも聞いて、それで納得してたんですよ。そういう説明を常任委員会でされたんで。

ところが、横田議員が会議の当事者である S 社から聞いてきた。そして、その聞いてきたことを情報開示した資料を見せられたときに、常任委員会では、後段しか説明を受けてないんでね。

だから、町が根拠のある数字として、熊石運行予約バスの金額の大雑把に倍にした設定をして、会議に挑んでたということは、開示した資料で初めてわかったわけです。繰り返しますけれどもね。

だけど、それをやるといった業者に寄り添う会議の進行ではなく、やらないといった、こんな金額ではやれないといった業者に寄り添うかたちの再提案をされて決まったということを開示された資料で読み取ったんで、これは、その常任委員会でも当事者から説明を聞いた時にも、そんなことは触れてませんでしたので。

だから、予算を変えてまでやれないといった業者に寄り添うことは、なぜ必要だったのかということ、再三僕は答えてくれと言ってるんですよ。業者間で話し合ったという、この開示されたあの記憶によるまとめにね、事業者への確認というところでも読みましたけれども。

つまり、やるといった S 社は、会議の中で孤立したんじゃないですか。もう何を言ってもダメだと。だから、投げやりな感じで、どちらでもいいというメモに残るような態度になったのではないかな、ということが、最初の問題提起から推測すると、そんなようなイメージを持ってしまうんですよ。

だから、この本会議場で質問しているということを分かった上で、当初の役場としては、根拠がある。実証実験ですから、動かしながら有効性の確認や問題点の把握をする、というための実証実験ですから、ざっくりとした数字でもそれを進められるはずなんですよ。

なぜ、それをせずに予算を上げてまでやらないといった業者に、最終的には、やってもらうようなルールを引いて、この問題を処理したのかで、常任委員会には、そういったことには一切に触れず、説明したのかという。疑問が疑問を呼ぶんですよ。明確に答えてください。

○公共交通参事（戸田 淳君） 議長、参事。

○副議長（宮本雅晴君） 参事。

○公共交通参事（戸田 淳君） まず、我々としては、2つの事業者と協議を続けてますけれども、どちらかの事業者に寄り添うとか、どちらかの事業者に寄り添わないとか、そういった認識、考え方は一切ございません。

それで、先ほどの繰り返しになりますが、金額が上がったということは、当初は通常のハイヤー事業で行っているオペレーターさんが予約受付することができるのではないかと、

ということで話をしていましたので、それは現在、熊石～八雲間を走っているデマンドバスについても、通常のハイヤー業務のオペレーターさんが兼務をして行っているの、同じ負担が増えるということで進めれるのかな、ということで、その費用を単価をもとにしたところですけども、協議をする中で、まず受付については、通常のタクシー業務のオペレーターではできないということが明確になりまして、他の事務職員が平日に行う等、いろいろ当初の提案と条件が変わりましたので、その中で。

○12 番（三澤公雄君） 繰り返しの答弁などでわかりました。もう一点、分かりやすくちょっと質問します。

○副議長（宮本雅晴君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 当初のその2千円でって言った時に、やってもいいよって言った業者のほうから、ここをこうしたらどうだとか、ここのところ、僕の認識違いだったよってというようなものは、会議録から僕は読み取れないんですよ。できないといった業者からの問題提起で、後日の改善策が出てきたと。

だから、不思議なんです。やれるって言った業者は、ざっくりとした数字だということを重々わかった上で、熊石の倍だということも説明でわかった上で引き受けたんだということが想像できるんですよね。それで、やっていく中で考えていこうやっていう発言がS社のほうにあるわけですから、僕は流れからいったら、予算を上げる必要はないんじゃないかと。

よしんばで、Y社のほうからできない理由として挙げられたことを改善点として、次の会議に行く必要もないと思って、僕は。少なくとも、運行事業者はやるといった意思を示した会社に決められる会議だったんだけど、だから、変更するとしても、金額を上げる必要がないんじゃないですか。ザクとした数字なんですから、熊石の場合なんですから。

だから、課長の説明をもう3回聞いてますけれども、僕の質問には答えてないと思うんですよ。やるといった意思を示した会社に、なぜその金額で実証実験をやるということに落ち着いたなかったのかが、その業者は細かくこういう点を改善してほしいだとかってまだ言ってますから、僕の見せてもらった会議資料の中には。

だから、なぜルールを細かく設定し直して、そして、金額を上げて再提示する必要があるのかわかりません。

1回目の会議で、少なくともやるといった意思を持っている会社に、実証実験ですから、じゃあ、動かしながら不備な点がとあったら、その都度、会議をして、本格運行の時には、いろいろ改善していきましょうねっていう決まり方で十分だと思うんですけども。あの、堂々巡りの部分があるんで、音声を開示してもらいたいと思います。

僕らは、要約された、要するにまとめる側のバイアスがかかった開示資料で、それを読み取った中で僕らもバイアスがかかってますから、最初の業者のS社の訴えとあまりにも違うという部分なんで。僕らのほうに音声を開示してください。

それで、なおかつもう一度質問しますけれども、なぜその当初の予算でやるといった業者のほうに、何も改善点を申し上げてなかったS社のほうに決まらなかったんですか。

○副議長（宮本雅晴君） 暫時休憩します。

休憩

再開

○副議長（宮本雅晴君） 再開いたします。会議録の音声データの開示の公開をできるか、できないか、答弁をお願いします。

○12 番（三澤公雄君） （マイクなし）それだけじゃないでしょ。それは、追加の質問であって、メインは1日目の会議でやると言った業者に寄り添わないで、なぜ2日目の会議をやらなければならなかったのかといったところに明確な答えを。

これはもう何回も僕は通じると思って質問してるんだけど、答弁がずれてるように思うんでね。それに付随する部分で確認するために音声欲しいと言って付け加えたわけですから。

○副議長（宮本雅晴君） 参事、大丈夫ですか。

○公共交通参事（戸田 淳君） 参事。

○副議長（宮本雅晴君） 参事。

○公共交通参事（戸田 淳君） 1回目の会議において、S社がやってもいいということで、その時は祝日関係なくってという前提で話をした後に、まあできないという話もなったので、町としては土日も含めてできますかということで、S社のほうに聞いて、その段階では、それも含めてやってもいいってまず言いました。

それで、当初の想定と違いますので、的確というか、うちのほうで当時その時点で思いついたリスク管理の部分等についてその場で確認したところ、まあ、ちょっとそこは心配があるなというところもありまして、その後、かつS社のほうもですね、土日のほうはやらないほうが助かるということで発言がありましたので、それでは、土日をやらないということで、再度検討をして提案させていただきますということで、了解の上で再度検討することになったというふうに認識しております。以上です。

○副議長（宮本雅晴君） 録音会議録のデータ開示できるか、答弁をお願いします。

○公共交通参事（戸田 淳君） 参事。

○副議長（宮本雅晴君） 参事。

○公共交通参事（戸田 淳君） はい。記録については残っておりますので、できます。

○副議長（宮本雅晴君） 続きまして、議会運営委員長をお願いします。

○議会運営委員長（赤井睦美君） このデマンドタクシーの話では、まだ全員とは言いませんけれども、疑問が残るということで、ここを今後、委員会で調査させていただきます。

これは、本当は否決したほうがいいのか、凍結したほうがいいのか、いろいろ意見は出たんですけども、今回はそこを音声開示してくれるというお話だったので、それをもとに委員会として、きちっとして疑問が残らないように解決していきたいと思っています。以上です。

○12 番（三澤公雄君） （マイクなし）今ので、議運の内容全部説明したことになるの。

○議会運営委員長（赤井睦美君） なんないですか。

○12 番（三澤公雄君） いや、だから、補正予算の扱いまで伝えないと。

いやいや、凍結云々も伝えないと伝わんないんじゃない。

○議会運営委員長（赤井睦美君） さっき、凍結のところは言いましたよ。

当然、上程してくれるときに一括してきますよね。だけど、こういうふう疑問が残るところがあると、そこだけ外して、あとは可決、ここは後ほどというふうにはならないのですね。

今後、もし、私たちも事前にこれをいただいでいて、もっと早めに言えばよかったんですけども、今になってですけど、今後、やっぱりこういう疑問が残ることが出たら、前もって私たちもここはちょっとどうなんだという話をしたいと思うので、一括で上程ということは今後もし、めったにないとは思いますが、そういうことが出たときには、ここはちょっと話して、こういうふうにしてもらえないかということを事前に話し合いできればと思います。よろしくお願いします。

○副議長（宮本雅晴君） 他に質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（宮本雅晴君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（宮本雅晴君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（宮本雅晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することを決定いたしました。

議案第 10 号については、議長が除斥の取り扱いを行い、議案の採決が終了いたしましたので、議長と交代いたします。暫時、休憩いたします。

休憩

再開

◎ 日程第 9 議案第 11 号

○議長（大久保建一君） 日程第 9、議案第 11 号、令和 8 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算、第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（大久保建一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議案第 11 号、令和 8 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算、第 1 号について、ご説明いたします。議案書 94 ページをお開き願います。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、保健事業勘定歳入歳出予算の総額に、それぞれ 91 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 22 億 1,403 万 8 千円にしようとするものであり、介護報酬改定等に対応するためのシステム改修費の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。議案書 98 ページの下段であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、91 万 3 千円の追加は、令和 8 年度の介護報酬改定に伴い、居住費等の見直しや介護保険負担限度額認定証の様式変更に対応するためのシステム改修費として、12 節委託料に 91 万 3 千円を追加しようとするものであります。

以上、保険事業勘定の補正する歳出の合計は、91 万 3 千円の追加であります。続いて、これに対応する歳入について、ご説明いたします。同じページの上段をご覧ください。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目事業費補助金 45 万 6 千円の追加は、介護保険システムの改修に係る国の補助金で、事業費の 2 分の 1 相当額の計上であります。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目その他一般会計繰入金、45 万 7 千円の追加は、介護保険システムの改修に係る、町の負担分について、一般会計から繰り入れしようとするものであります。

以上、保険事業勘定の補正する歳入の合計は、歳出と同額の 91 万 3 千円の追加であります。

以上で、議案第 11 号、令和 8 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 一般質問

○議長（大久保建一君） 日程第 10、一般質問を行います。質問は、あらかじめ定められた順により、おのおの 45 分以内に制限してこれを許します。

それでは、まず小西雄一議員の質問を許します。

○9 番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9 番（小西雄一君） 1 問目、新たに生まれつつある果樹産業の今後を見据えた町の取り組みについて。

近年、八雲町において新たな農業分野として果樹栽培への取り組みが進められている。気候変動や農業経営の多様化、付加価値の高い農産物への期待などを背景に、果樹産業は今後の地域農業の新たな可能性として注目される場所である。

一方で、果樹産業は栽培技術の確立や販路形成、担い手育成など、中長期的な視点に立った支援と地域全体での戦略的な取り組みが必要と考える。

そこで、町として現在の果樹栽培の状況をどのように認識し、今後の地域産業としての可能性をどのように捉えているのか。また、技術支援や生産体制、ブランド化や販路拡大などを含め、将来的な果樹産業振興に向けた考えと取り組みについて伺う。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 小西議員の 1 つ目の質問にお答えいたします。

はじめに、果樹産業の今後を見据えた当町における取組についてであります。近年の気候変動による日照時間や気温の変化から、果樹栽培に適した環境への移行が進む中、農業経営の多様化に対応した町の新たな可能性として、果樹産業は当町の重要な産業になり得るものと認識しております。

これまでの果樹栽培の状況は、新たな産業の創出やまちのブランド力向上を目的に、八雲町の名を冠したワインの製造を目指し、八雲町産のブドウを原料としたワイン醸造とワイナリー建設に向け、平成 30 年度から醸造用ブドウの試験栽培を開始いたしました。

現在は、わらび野、上の湯、三杉町の各地区で栽培を進めているところであります。本年度からは地域おこし協力隊を卒業したご夫婦が個人事業主として起業され、町から栽培管理の委託を受けて品質向上による事業が継続されており、現在、赤ワイン用と白ワイン用の苗木を 3,000 本定植しており、令和 12 年度までに欧州系ブドウ品種を毎年 2,000 本ずつ植樹していく計画であります。

次に、今後の地域産業としての可能性についてであります。

将来の北海道新幹線札幌延伸を見据え、ブドウ栽培、ワイン産業を地域ブランド力向上と観光資源創出の重要な柱として位置づけており、当町における地域産業としての可能性は高いと考えております。

最後に、将来的な果樹産業振興に向けた方針と取組についてであります。

今後におきましては、計画的な栽培面積の拡大により生産体制を整備し、ふるさと納税等の活用と市場評価の高い欧州系ブドウ品種による産地ブランド化を推進し、販路拡大を

図ってまいります。また、農業改良普及センター等の関係機関からの技術指導や先進地事例に学び、生産技術力のさらなる向上につなげてまいります。

今後は、醸造用ブドウ栽培に係る基本構想を策定し、補助事業の活用も見据えた中で、当初の委託によるワイン醸造から、将来的には民設民営によるワイナリー建設・稼働を目指し、関係機関・団体との連携のもと、地域全体で戦略的に取り組み、果樹産業の振興を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9番（小西雄一君） はい、ありがとうございます。全国では、いわゆるワイン特区制度を活用し、小規模ワイナリーを核とした地域振興に取り組む自治体が増えていると聞きます。八雲町においても、新たな果樹、ワイン産業の可能性が生まれつつある中、町として、ワイン特区制度の活用可能性を調査、研究する考えはあるのでしょうか。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（大久保建一君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） ワイン特区の検討につきましては、現在進めているところであります。酒税法の関係で、ワイン醸造の最小下限が6万klということで、それ以上でなければ、醸造所としての認可が下りないんですけれども、現在のところ、ワイン特区では、2万klまでの小規模でも認可が下りるという制度になっているというふうに認識しております。

道内においても、余市、あと、空知のほうでも取得しているところがあるというふうに聞いてまして、余市が先進事例として、そういった特区を活用する中で、小規模ブドウ栽培、小規模ワイナリーが近年多く出来上がっているのは、皆さんもご存知のことだと思いますが、八雲においても、現在、先ほど町長から申し上げました、ぶどうの増産を図ってまいります。6万klというのは、最初のハードルとしては高いものですから、先ほど申し上げました、基本構想なりの策定等合わせて、国のほうの特区申請に向けて、調査と準備を進めていく考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9番（小西雄一君） 新たな果樹産業や将来的なワイナリー構想を見据えた際、地域資源の活用には、科学的試験と実証研究が不可欠であるというふうに考えます。今年4月から始まった産学連携研究教育プロジェクトというものが東京理科大学含む複数の大学と、いわゆる観光ビジネス、販路拡大、マーケティング、経営学、心理学といったさまざまな視点からワインを通じてタイアップしていると聞いております。

これは、単なる研究活動ではなく、専門知識の導入、人材育成、関係人口の創出、さらには地域産業の高度化につながると重要な取り組みであると思います。町として、この産学連携を地域産業政策の中でどのように位置づけ、今後、どのような支援や連携を進めるのか、お聞きします。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（大久保建一君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） すいません。先ほどの答弁で、私ちょっと言い間違えた部分を訂正させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（大久保建一君） はい。

○農林課長（加藤貴久君） すいません。ワインの醸造の下限上限の話すみません。6万って言ったんですが、6,000k1と2,000k1、ちょっとゼロが1個違いまして大変失礼いたしました。6万k1は大変なことになってしまいますので、申し訳ありません。

その訂正をさせていただいて、答弁なんですけれども。醸造ブドウの植樹体験の実施につきましては、今年につきましても、先般行われたところです。

私、ちょっとその日に所用があって、農林課に異動になりまして久しぶりの植樹だったので一緒にやりたかったんですけど、私は残念ながら参加できなかったんですが、当課の農林課の職員が参加させていただいて、住民の皆さんとか、学生の皆さん、もちろん茂木ご夫妻と一緒に植樹、定植をさせていただきました。大変有意義な取り組みであるというのは、もちろん認識しております。

今後、どのようにしていくかという部分ではありますが、今、委託醸造を受けていただいている茂木さんの考え方を最優先にしながら、学生の知見という部分は、東京理科大を例に挙げていただきましたが、農産系、農学系の大学とのつながりも当庁にはなくはないので、そういった部分のチャンネルをどういうふうに考えていくかという部分。

あとは、そういう技術的な面だけじゃなくて、要は若い人、町外の人をどのように交流人口として八雲に呼び入れることができるかという視点をもってする中では、有効な取り組みだというふうに考えておりますので、今後も出来る限りの協力はしてまいりたいと思い、今回につきましても、事前のPRですとか、町のホームページ等の掲載、そのような部分で町の取り得る協力策というのは取らせていただきましたので、今後もそうしていきたいと思っております。

○9番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9番（小西雄一君） 実は私もこの間、植樹の体験に行っていました。午前中だけでしたけれども、非常に大変な作業だなと。ボランティアの方も多少いらっしゃったんですけども、今後2,000本ずつ増やすということで、より多くのボランティア、もしくはそういった手伝ってくれる方の取り組みというのが必要になってくるんじゃないかなと思います。

それでは、八雲町では新たな果樹栽培の将来的なワイナリー建設を目指して、町から委託を受けた事業者による取り組みも進められております。ワイン産業は、単なるお酒の醸造にとどまらず、農業の高付加価値化、観光振興、地域ブランド形成など、幅広い波及効果が期待される産業であります。

一方で、ワイナリー整備には長期的な視点と、地域全体を見据えた戦略が不可欠であり、

将来的な行政判断の基礎となる基本構想の策定が重要と考えておりますが、来年度予算において、基本構想策定業務を位置づける考えがあるか、お聞きします。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（大久保建一君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） まず、先に基本構想のお話からさせていただきます。基本構想につきましては、先ほど、町長が申し上げました答弁にも触れておりましたが、来年度令和9年度に基本構想の策定を予定するということで、予算策定もしていく予定です。

具体的には、8月から来年度予算の策定作業に入っていきますが、今般の行財政改革の中で、予算の策定については慎重にならざるを得ない部分はございますが、先ほど申し上げたとおり、果樹の今後の方向性を定める羅針盤となるものですので、基本構想は必要だというふうに考えておりますので、現下として、予算要求をしていく中で、どのようなかたちになるのかという部分をブラッシュアップしていくことが必要だというふうに認識しておりますので、よろしくお願いします。

あと、地域のブランド化ですけれども、ワインは特に地図情報というか、GI法といいますか、業界として地区を謳ったワインというものにすごく業界としてこだわっているものだというふうに認識しております。

例を挙げると、先ほど町長の答弁にも若干触れましたが、八雲ワインというふうに謳うためには、ワインのボトルに付いているラベルに八雲ワインというふうに謳うためには、八雲で育ったぶどうを八雲で醸造しなければ、八雲ワインというラベル、要は商品名にすることができないというのがワイン業界のルールというふうになっています。

これは地理表示法、GI法という中で、他の業界では、チーズとかそのようなものも今そういうような流れになってますし、世界的に見ると、欧州系の古くからのワインの産地なんかでも、例えば、あまりにも有名すぎますけれども、シャンパンと名乗れるのは、シャンパン地方で作ったブドウだけですとか、あと、ロマネコンティはドイツのこの畑で採ったぶどうでなければ、ロマネコンティって言っちゃいけないですとか、古く伝統がある中でワインというのは、そういうような議員おっしゃるとおり、高付加価値をつけるに足る農作物であるというふうに考えております。

そのためには、やはり八雲ワインという部分、先ほど言ったように、八雲をPRしていく中で、このワインを買っていただく方に八雲という部分を認識した中で、もちろん美味しくなければいけませんし、お手ごろというか。

お手ごろというのは、コンビニで買えるお手ごろというよりも、値段とそれを買うことの意義という部分の妥協点がその方に見いだしてもらおうというお手ごろ感を見いだしていかなければいけないと思っていますので、そういった部分で地域での特産品としてのブランド化を目指していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○9番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9番（小西雄一君） はい、ありがとうございます。それでは、次、地域おこし協力隊

について、ちょっとお伺いします。2年後に八雲開墾 150 年を迎えますけれども、新たな農業地域産業への挑戦を支える人材政策として、ワイン果樹産業分野におけるこの地域おこし協力隊の募集活用を検討する考えはあるのでしょうか。

また、協力隊制度は、明確なミッションと卒業後の地域定着が必要とされます。町として、果樹、ワイン産業がその受け皿になり得るのかどうか、その認識はあるのかどうかお聞きします。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（大久保建一君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 先ほど来お話ししております内容と、あと町長の最初の答弁でも申し上げたとおり、今、町が進めてきたワインの栽培委託管理につきましては、この3月まで協力隊だったご夫婦が個人事業主として、八雲で初めての果樹農家として、今就農されて町の委託業務を請け負っていただいております。

そういった中で、今後 2,000 本ずつ植えていって、最終的には、今のところ 1 万 3,000 本ほどのぶどうの木になる予定です。そういった中で、それから採れてくるぶどうの量もかなりの量になってきて、最終的には、750ml フルボトルで、1 万 3,000 本ほどの醸造を見込んでおりますので、担い手の部分については、当然今のご夫婦お二人では賄えない部分でありますので、そういった中で新規の参入という部分を模索していくのは、議員おっしゃるとおり、当然必要だというふうに認識しております。

そういった中で、ご夫婦が3年の地域協力隊の任期を満了して、当町で就農していただきたいという実績がございますので、そういった中で、新たな協力隊の募集という部分は、アピールポイントもあるのかなというふうに考えておりますので、受け入れ先の事業体との打ち合わせも必要になってくるんですが、新たにまた果樹の栽培の協力隊員、要は支援員という地域おこし協力隊の募集は、町でも考えていきたいというふうに考えております。

他にももちろん現在、施設園芸、要は、ハウス栽培とかの協力隊員も募集して入ってたりしますし、引き続き酪農の部分でも支援員、あと、ヘルパーの協力隊というのは募集してまいりますので、農業全般において、協力隊という制度を有効に活用しながら、地域へ新規参入を促していくという部分は、大きな方針としてございますので、果樹、ぶどうについても同じように考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○9 番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9 番（小西雄一君） それでは次、試験栽培についてお聞きします。現在、ぶどうが植えられている農園のほかに空いている土地がある。その中で、ぶどうのみならず、りんごですとか梨などを含めた試験栽培を進めることは、将来の農業多角化や遊休農地活用、新たな地域産業形成の基礎となるというふうにも考えますが、町として空き農地や町有農地を活用した果樹の試験栽培について検討する考えというのは、今後もあるでしょうか。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（大久保建一君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） まず、私も当初からぶどうの試験栽培を起こした立場として、今持っている感想としましては、ようやくここまでぶどうが来たなという感じでおります。

当初始めたときは、ぶどうも八雲では、適作地という部分はなかなか言われていなかった部分で、要は家庭菜園的にぶどう棚を作ってぶどうを漬けるのとは訳が違って、商業ベースに載せるぶどうが八雲で本当にできるのかという部分は、すごくご意見もたくさんいただきましたし、自分としてもなかなか自信をもってという部分は、本音を言うと、かなりあったというのは事実でございます。

そういった中で、やっていくうちに品種の部分が大きく影響しますし、昨今のここ2、3年、本当に積算温度といわれている野菜や果樹に一番大事な春から秋までの温度ですね。それを積み上げた積算温度というのは、なんか急に上がってきたように思います。という中で、気候変動といえ、そのとおりなのかもしれませんが、ぶどうについては、順調に生育もしていますし、収穫も伸びておりますので、このまま順調にいけば、というふうに思っています。

それで、議員がおっしゃる、大きな木の大木のほうの果樹なんです、今まで実績というものは当町にはないのはご存じのとおりだと思うんですが、なかなかりんごとか梨とかという生り物、受粉系の果物っていう部分のまだ技術や実績とか。あと、どのような部分というのは、全然ノウハウはないのが実態です。

そういった中で、今後、そういうようなことを研究したいということがあれば、やぶさかではないとは思いますが、現実問題、じゃあ、商業ベースでどこまでできるのかというのは、今後の持っていく方というか、それに熱意を持って取り組んでいただける方との協力の仕方かなというふうに思っています。

実際問題、じゃあ、ここでどうなんだという部分は、今ここで答弁申し上げるだけの知見がないので、お許しいただきたいと思いますが、現実問題として、今何か動きがあるかというのは申し上げられない状況というのをご理解いただきたいと思います。

○9番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9番（小西雄一君） わかりました。最後、これは質問ではありませんけれども。果樹産業を地域に根付かせるためには、事業者のみならず、町民が果樹栽培に触れて理解と関心を深める環境づくりが重要と考えます。

家庭菜園や小規模農地での果樹、ぶどう栽培は、将来的な担い手育成や地域文化形成にもつながる可能性があります。八雲の開拓というものは、限られた人だけではなくて、多くの人の挑戦と協力によって築かれてきました。

この新たな果樹、ワイン産業もまた、一部の事業者だけではなく、町民とともに育てる産業として考える時期に来ているのではないのでしょうか。これで、一問目を終わりたいと思います。特に答弁は結構です。

それでは、大きな2問目に参ります。WEB 情報発信の一元化について。

情報発信の手段が多様化する中、行政情報のみならず、地域イベントや観光・物産、各

種団体・民間事業者による公益性の高い情報についても、町内外へ効果的かつ分かりやすく発信していくことが重要となっております。

現在、八雲町における情報発信は町ホームページや各種 SNS、関係団体等それぞれが個別に行っている状況にありますが、利用者にとっては情報が分散し、必要な情報へたどり着きにくい側面もあると考えます。

そこで、町政情報を中心としながら、観光・物産、地域イベント、民間を含めた公益性の高い情報について、八雲町ホームページ等を活用し、一つの WEB サイトまたは統一的な WEB プラットフォームから総合的に発信する仕組みを構築できないか、町の考えをお伺いします。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 小西議員の2つ目の質問にお答えいたします。

近年は、ホームページやSNSなど情報発信の手段が多様化しており、行政情報に加え、観光・物産、地域イベントなど、地域に関わる様々な情報を町内外へ分かりやすく発信していくことが重要であると認識しております。

現在、当町においては、町ホームページをはじめ、各種SNS、観光物産協会などの関係団体が、それぞれの目的や対象に応じた情報発信を行っておりますが、議員ご指摘のとおり、情報が分散していることで、利用者にとって必要な情報へアクセスしづらい面があることは、課題の一つであると考えております。

これまでも、八雲町のホームページや広報紙においては、町が後援等を行っている公共性・公益性の高い行事などについて、情報掲載を行ってまいりました。その一方で、掲載に関する明確な基準が定められていないことから、その都度、内容等を確認し、個別に協議を行ったうえで掲載してきたところであります。

また、議員ご質問のとおり、公共性・公益性の高い情報につきましては、官民を問わず情報発信の対象となり得るものと考えております。しかしながら、掲載内容によっては公益性の判断や公平性の確保などに配慮する必要もあることから、情報を集約していくにあたっては、一定の掲載基準や運用ルールの整理が必要であると認識しております。

このため、町ホームページを基軸としながら、観光・物産・地域イベントなどを含めた情報の集約や導線の整理につきましては、利用者目線に立った分かりやすい情報発信の観点から、検討していく必要があるものと考えております。

今後につきましては、先進自治体の事例等も参考にしながら、既存のホームページやSNSの活用方法を含め、より分かりやすく、必要な情報が届きやすい情報発信のあり方について研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9番（小西雄一君） 大変前向きな発言ということで受け止めております。情報発信の主体が増えたこと、これ自体は歓迎すべきではありますけれども、発信主体が増えるほど、

利用者にとっては、入り口というものが重要になります。

町には、すべてを抱え込むのではなく、地域情報をつなぎ、整理する役割が求められているのではないのでしょうか。また、現在、情報発信を支えている行政職員や民間プレーヤーが10年後も同じ体制で活動できる保証はございません。町として、将来の情報発信体制の持続性について、危機感や課題認識を持つべきと考えます。

情報発信の課題は、ウェブサイトの問題ではなく、人と地域のつながりをどう未来へ引き継ぐか、という課題であります。人口減少が進む今だからこそ、待ったなしの課題として、地域全体で情報発信のあり方を考える時期に来ているのではないのでしょうか。ここで、まずは町の関係課、そして、観光物産協会ですとか、商工会との情報連携の可能性について、一度、協議、検討を進める可能性があると思われますが、いかがでしょうか。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） ただいまの小西議員の地域情報を整理するために、各課、商工会、観光物産協会など、関係団体と協議していく場を設ける必要があるのではないかというお話でございます。協議することは、全然やぶさかでないし、今後に向けても、あらゆる情報をどう整理しながら町として温度をとりながらやっていくかというところは、お互い持っている考え方かなというふうに思っていますので、それをどう整理して、町がイニシアチブをとって進めていけるかという部分にかかってくるのかなというふうに思います。

また、将来にわたって、町がやるにしても専門の職員、どうしてもウェブサイトの運営というのは専門性が高いものでございますので、そういった職員の育成といいますか。そういうことも関連してくると思っておりますので、いずれにしましても、関係団体と町が話し合いをして、将来に向けて、どのような情報発信をすべきなのかという議論をしていくべきだなというふうに思っていますので、ご支援いただければ、町としても、そういった場を設けていきたいなというふうに思っています。

○9番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9番（小西雄一君） ありがとうございます。このような官民連携といいますか、そういった取り組みを進めている自治体というのは、結果として頭一つ抜けておる状況であります。ぜひ私たちも官民連携を推し進めて、真剣に取り組むべきであるというふうに考えます。質問は以上です。

3問目でございます。ポケモンマンホールの導入の検討についてお伺いします。

八雲町として、観光振興や地域ブランディングの観点から各地で展開されているポケモンマンホール、いわゆる、ポケふたの設置について導入を検討しているのか、お伺いします。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 小西議員の3つ目のご質問にお答えいたします。

現在、ゲームやアニメなどを通じて国内外で広く人気を集めるポケットモンスター、いわゆるポケモンのキャラクターがデザインされたポケモンマンホール、通称ポケふたにつきましては、観光振興や地域 PR、地域ブランディングなどを目的として、株式会社ポケモンと自治体との連携により展開されている取組であり、原則として株式会社ポケモンから自治体へマンホール蓋が寄贈される仕組みであると承知しております。

設置自治体においては、SNS 等を通じた情報発信や観光客の来訪、周遊促進に繋がっている事例も見られ、北海道内においても既に複数の自治体で設置されております。

しかしながら、全国の自治体から多数の反響が寄せられ、当面の製造予定数を大幅に上回る問い合わせがあったことから、提供元である株式会社ポケモン側において、令和元年 12 月をもって新規設置希望に関する受付が停止されている状況にあります。

このため、現時点において、当町として直ちに導入に向けた取組を進めることができる状況にはないものと認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○9 番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9 番（小西雄一君） 今回については、一旦締め切られたということで非常に残念ではありますが、全国でこういったツールを活用し、地域の特色発信や観光誘致に取り組む自治体が増えてきており、地域固有の景観や文化と結びつけた情報発信、交流人口創出の取組みとして、非常に注目をされております。

ここで最後の質問でございますが、今後、町としましても、こういった観光 PR や若年層と家族層への情報発信について、先ほど述べたようなポケふたのみならず、こういったツールを使用できた場合、積極的な導入を検討すべきというお考えでしょうか。お願いいたします。

○政策推進課長（宮下洋平君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（宮下洋平君） ただいまのご質問ですが、ポケモンに限らず、さまざまなキャラクターを活用した、例えば、そういうマンホールとかそういったものを導入を考えているかということですが、まず、ポケモンのマンホールにつきましては、先ほど町長の答弁のとおり、令和元年の段階で受け付けが終了しているという段階で、今現在は受け付けはされていないという状況であります。

ただ、今後もし、そういった再開をされた場合には、こちらとしても、観光振興や地域 PR につながる可能性があるという取り組みであるというふうに認識しておりますので、再開された場合には、本町としても導入に向けた前向きに検討していきたいなというふうに思っております。

他のキャラクターにつきましても、さまざまなものが存在するというのは認識しておりますので、そういったところも検討していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○9 番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9番（小西雄一君） これに限らずいろいろな、例えばカントリーサインですとか、いわゆるコレクターがこぞってコレクターをするために八雲に来るですとか、あちこちの地域に足を運ぶだとか、そういったことというのは、設置をすればいろんな方が八雲町に来るということで、多少なりともやっぱり経済効果というものが出てくるのかなと思います。今おっしゃった答弁の中で、積極的に取り入れるということでしたので、もし、こういうことがありましたら、ぜひ我々も一緒にこうなって情報を共有していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上で、質問を終わります。

○議長（大久保建一君） 以上で、小西雄一議員の質問を終わりました。

ここで、暫時休憩に入ります。再開は、2時50分より再開いたします。

休憩

再開

○議長（大久保建一君） 再開いたします。次に、横田喜世志議員の質問を許します。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 2番目で質問を1個しか考えられなくて、ちょっと恥ずかしいんですけども質問させていただきます。部活動支援について。

福島県の磐越自動車道で練習試合に向かっていたマイクロバスの事故を受けて、北海道教育委員会の実態調査発表では3割の76校でレンタカーを使い、教員が送迎を行っていて、私立校も26校で行われていたと発表されています。

2009年7月に、公共交通機関または貸切バスやタクシーという営業自動車を使い、やむを得ない場合は学校長の許可を得て自家用車を使ってよいとしています。が、実際には困難であろうと思います。

現実的には部費で旅費・交通費を賄うことは困難で、教員や父兄の好意により試合や練習等に参加しているのが実態であろうと思われます。

これを受け、町として何らかの手だてが出来ないか考え方を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 横田議員の質問について、最初に私からお答えいたします。

福島県で発生した痛ましいバス事故は、決して他人事ではなく、どこでも起こり得る事案であると受け止めております。亡くなられた方に深く哀悼の意を表しますとともに、負傷された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

当町におきましては、これまでも学校部活動において、スクールバスが配車できない場合には、町有バスに空きがあれば、可能な限り配車を行っているところであります。

今後におきましても、教育委員会と連携を図りながら、町有バスの効率的な配車と運行に努めてまいります。なお、現在の部活動における具体的な移動手段の状況などの詳細に

つきましては、教育長からお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 横田議員の質問について、私からお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、北海道教育委員会では平成 21 年度に部活動などで生徒を引率する際は、公共交通機関やタクシー、貸切バスなどを原則利用することとし、例外として教員の自家用車を使用できる旨の通知を出しております。

今回の福島県での痛ましい事故を受けて、北海道教育委員会が実施した道立学校 252 校への調査では、90 校でレンタカーの使用が判明し、そのうち教員が運転していたのは 76 校、保護者が運転していたのが 14 校あったとされております。

八雲町教育委員会では、通常の登下校以外の運行において、スクールバスの管理及び運行の取扱い要綱を定め、中学校部活動やスポーツ少年団などへ配車を行ってまいりました。令和 7 年度の実績におきましては、部活動に 54 回、スポーツ少年団は 4 回の配車を行っております。

また、中学校部活動が中体連の大会へ出場する際、スクールバスの配車が困難な場合につきましては、民間貸切バスや公共交通機関を利用する経費を町が負担しております。部活動が中体連以外の大会に出場する場合やスポーツ少年団に対しては、要綱に基づきスクールバスを中心に配車しているほか、優秀な成績を収め、全道・全国大会へ出場する際には、必要な経費を助成金として支援しているところであります。練習試合等、スクールバスの配車対象とならない場合に、保護者送迎による現地集合・現地解散を取っているケースがあることは認識しておりますが、現時点では町有バスを含め可能な限りバス配車に努めている状況であります。

今後におきましても、校長会等と連携しながら、より効率的なバス配車ができるよう研究を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） 私が思ってたより、答弁では、いろいろ手立てを尽くしていただいていうなという答弁でございました。大変ありがたく思います。

それで、教育長の答弁の中に、練習試合など、スクールバスの配車対象とならない場合ってというのが答弁にありましたが、具体的にどんなことが対象にならないのか、教えていただきたいと思います。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 部活動として行う練習試合につきましては、たぶん横田議員がイメージされる練習試合と同じような練習試合。つまり、大会ではなく、指導者が必要であると感じたときに指導者間で連絡を取って、いつどこで練習試合をしましょうというような、そういうレベルの練習試合を想定しております。

それから、練習試合以外でも、時には、例えば、全道大会の会場になる場所で、事前に練習をしておきたいというような、そういう練習方法もありますけれども、それらに対しても、スクールバスを出すということはしてきておりません。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） なんだろう。部活動に必要な練習のために練習試合。それから大会に出るための事前練習のために移動しなきゃならない場合に出せないっていうのは、なんかよくわかんない答弁だったように思うんですが、何が違うんだろう。普通の練習試合というのと、部活動と練習試合っていうその区別っていうのがよくわかんない答弁だったと思うんですが、もう一度お願いできますか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 教育委員会として、今バスのほうを出しているのは、公式の試合ということで、中体連であるとか、そういう試合ですね。それに、部活動として出るときにスクールバスを出しているということです。

それで、練習試合というのは、いつどこで誰がやるかというのは、事前に分かっているものではなくて、指導者間がいついつやることになったというようなケースもございますよね。大会であれば、年間、大体、何試合ぐらいあるかというのを我々は抑えることができますので、見通しを持つことができるんですけど、練習試合は突然生まれることもございますので、ちょっと想定できないということもあります。

また、指導者によっては、練習試合をたくさんやる方もいれば、やらない方もいるということで、なかなか回数など、または場所を読めないということも影響してございます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） そういうふうな、なんていうんだろう。質問した部分でもね、事故はたまたま練習試合という発表されていますので、八雲町もその可能性ありますよね。そういう話でいけば、一生懸命車を手配してもらってるんですが、そこから漏れた部分っていうのは、どうしても発生するということですよ。

それと、八雲町教育委員会なので、基本的には小中という範疇でお答えになっていると思うんです。それで、町長にお聞きしたいのは、今回質問でも高校生。八雲にも高校があって、そこへの手立ても必要かなというような考えでいるんですけど、今の教育長の答弁の中でね、そういう練習試合とかいうのには出していないという答弁だったので、そこを埋めるために、八雲町として、何か考えることはできないんでしょうか。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） さっきの報道の教育長の答弁の中でも、町有バスで、スクールバスが埋まって町有バスが空いていれば、町として貸し出ししておりますよ、ということ

は、申し上げます。

それで、練習試合の考え方を先ほど、教育長から答弁しておりますけれども、町としても、教育委員会のスクールバスの対応の部分と空いていれば貸す部分がありますけれども、練習試合は原則バスの配車の対象になっていないということでございますので、町としても、その方針に基づいて、練習試合に町有バスを空いてるから出すということにはならないのかな、というふうに思っています。

○議長（大久保建一君） 答弁漏れじゃない。高校に関して支援するかどうかという。

○町長（萬谷俊美君） はい。高校につきましては、道立高校ということで、町がバスを出す、出さないという判断もありますけれども、これまで高校のほうからそういった部活動の大会、練習に出してほしいという実績がないというふうに伺ってございます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） これを質問した部分でいくと、やっぱりその練習試合にはっというのがあるという答弁なので、そこは直してもらえないんでしょうかね。みんな、私がやっぱり思ったよりやってくれてるんだなって言ったのと、それからそういう練習試合には使えませんよっていう規定があるっていうのと、やっぱりそこは父兄だとか聞いた話とか、私の感じるどころとかを考えれば、そういうところに今、例えばね、答弁あったようにやってますよっていう部分じゃないところなんですよ。やっぱり言われるところは。そこに何らかの手立てできないかっていうところをお聞きしたいんですよ。

そして、今の町長の答弁だと、規定がそうなってますのでできませんっていう一辺倒な答えだし、高校に対しても要請がないからって言えば、要請があれば聞いていただけるんですか。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 高校は別として、現有の町有バスも台数が限られておりますし、その中で、あのいろんな団体が各種研修、視察等で貸し出しをしております。そういった中で、空いている場合にだけ、教育委員会のほうの学校部活行事等でも貸し出しをしているという状況の中で、練習試合まで範囲を広げるといのがなかなか町のバスの現有車両では、かなり困難だなというふうに思っています。

それに対応するためには、町のバスを増やすだとか、そういうことをしなければなかなか対応できないのかな、というふうに思っています。それで、先ほどの八雲高校の件につきましては、依頼があれば出すのかというお話でしたけれども、これまで依頼されたことがなかったので、特に検討はしたことはないのですが、ただ、道立高校と町立でないという部分がございまして、そこは皆さん協議しながら対応できれば、対応していきたいというふうに思っていますけれども、現時点では検討したことがないので、あれば前向きには検討していきたいなというふうに思いますけれども、車両が限られていますので、先ほど言いましたように、その中で対応ができるかどうかということになろうかというふうに思い

ます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 車両に限りがあるっちゃあるわな。でもね、そこはさ、融通を利かせてくれるっていうか、全部が全部やってくれって言うんじゃないくて、そこは基本的には受けたいですよっていう方向で、条件は空いてればという条件だけでもっていう考え方にはしてもらえませんか。言い方が悪かった。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（大久保建一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 少し補足で説明させていただきたいんですけれども、練習試合だとか大会、こういったものについては、土曜日、日曜日が中心の大会になります。それで、町内にスクールバス、それから町有バスもございますが、町内には部活って言われているものが、18の部活が中学校である状況です。

それぞれが部活で練習試合をやりたいと言っても、土曜日、日曜日で、しかも開催される時期っていうのが、だいたい今時期、5月、6月、7月、それから新人戦の時期というふうに集中しておりますので、練習試合までは対応できていないというのが現状です。

公式大会については、可能な限りバス出したいということで、町のほうにも応援をお願いをして、スクールバスだけで対応できない部分につきましては、建設課の運転手等もお願いしながら、町のバスを運行して、なんとか公式大会については配車させていただいているという現状であるということをご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。現状では、ちょっと練習試合まで拡大すると、どこに出すんだというところの部分だとかも調整が効かないという状況にあるということで、ご理解いただきたいと思います。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 今答弁の中でね。要はこの時期はとかいう言葉もあったんだけど、だからそこからずれたら可能なかっていう話とかもあるでしょ。例えば、今週はもういっぱいだよとか、来週も予定入ってますよっていう言い方とね。例えば、来月になったら空いてるよっていう部分とかであると思うんだけど、空いてるところにそうやって使いたいていうのも全部蹴るということですか。例えば、規定がそうなるからってということで、その辺どうなんでしょうね。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（大久保建一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） まず、先ほど言ったとおり、スクールバスの現状、町のバスの現状的には、ほぼほぼ希望されるときにはいっぱいになっているという現状はご理解いただきたいと思います。

また、その以外の空いてる時出せるんじゃないかっていう横田議員からの提案かと思う

んですが、この部分も、現在 18 の部活があつて、それぞれから要望が来た時に、ここの部活には出たけれどもここの部活には出ないというのは、現状難しいかというふうに思っています。

それで、教育長の答弁にもありましたが、今後も効率的な運行できるように、校長会等とも連携しながら、どういったかたちでバスを配車できるかということは研究を進めてまいりたいと思いますので、これ以上のちょっと今、現状では、バスがもう運行できていないという状況であるということは、ご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） じゃあ、ここはそこまでしておきたいと思います。私有車とか教員だとか父兄の方が使って、今言ったような練習試合の行くときに、学校長の許可があると。学校長が許可したら行けるという教育委員会の話なんです、八雲はそれはちゃんと学校長の許可を受けて運行されて、なおかつ、例えば、何かあったときの保険やらなんやらというのも確認されて、許可を出しているのかという部分を聞きたいと思います。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） やむを得ない場合に、学校長が許可を出すということをまずご理解いただいて、やみくもに先生が子どもを乗せて移動するということは、基本的にはないというふうに思っていたきたいと思います。

それで、もちろん児童を運ぶときには、教員は必ず管理職のほうに伝えて許可をもらうということが原則になっておりますので、それは、毎月例えば調査をしているということではないんですけれども、私の立場からとしたり、そういうふうにそれぞれの学校は行っているというふうに認識しております。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） 要望としては、少しでも負担を減らしてあげたいなあっていう感じで要望しましたが、その部分で少しはそういう大会、認められる範囲で一生懸命努力されているということであるので、町の現状を見れば、いたし方ない部分もあるのかなと理解をしたということで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大久保建一君） 以上で、横田喜世志議員の質問を終わります。

次に、三澤公雄議員の質問を許します。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 私も 2 問目に部活動移動があつて、記憶が新しいうちにこっこの

ほうに触りたいんですけれども、重ならないような答弁を狙っていかなきゃいけないんですね。だけど、順番に一問目から行かせていただきたいと思います。1問目、新庁舎設計について。

庁舎設計方針の中に、楽しむとありました。新庁舎特別委員会の質問書でも 4,500 m²というギリギリの面積の中の機能配置の中でどこにこの楽しむことが反映されるのかという問いに、設計事業者から提案を受けながら検討するという答えでした。その答えを聞いたときには、町長としての考えを持っていないのかなという疑問がありましたので、1問目は町長としての楽しむことということに関しての設計への考え方をお伺いしたいと思います。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 三澤議員の1つ目の質問にお答えいたします。

庁舎設計に関しましては、八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会からの質問書に対すると重複いたしますが、改めて町の方針をお答えいたします。以前の庁舎設計方針で掲げておりました、楽しむというコンセプトにつきましては、主に公民館機能と大屋根の下のスペースが連動したかたちで、町民が集える場、活動や交流の場を想定したものでありました。

しかしながら、現在進めている建物規模につきましては、当初の実施設計における全体面積から公民館機能を除いた 4,500 平方メートルを基本として計画を進めているところであります。町民の交流の場の設置につきましては、庁舎内だけではなく、庁舎外も含めて町民が利用しやすい場所への配置について、設計事業者との設計協議の中で検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 今の答弁の中に、庁舎外も含めて町民が利用しやすい場所への配置について、この配置っていうのは、新庁舎の配置というふうに受け止めて質問いたしますけれども。

今回、4,500 m²にする。そうすると、旧設計案の中での避難される人たちのスペースが足りないというところで、養護学校の改修とか養護学校の体育館の利用ということがありましたけれども。このことと、先ほどの答弁を僕は重ねると養護学校の体育館を避難に使うという前提であれば、ここに楽しむという要素をくっつけて、今、子育て世代がもし欲しいものは何がありますかって言ったら、かなり上位の1位、2位、3位を占める中に屋内施設の遊ぶ場所、つまりパノラマパークにあるような、ああいった床がクッション性のあるものになって、本当に自由に子供たちが遊ぶかなりの人気スポットになっていると思いますが、養護学校の体育館をそういったものにも使えるようにクッション性のある床にするっていうのは、避難として使うときにも有効に使えるわけですから、そういった改修、要するに建前としては、避難場所の指定改修という感じで、例えば、補助金とかそういうことを導入して、いざ使うときには、庁舎も旧養護学校寄りにもし建てることを選択す

るなら一体として、新庁舎の楽しむっていう要素に入っていくのかなと。

この答弁を見たときに、おっ、これは使えるなと思って、そういう質問を用意しましたけれども、どんなものでしょうか。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） ただいまの養護学校を活用して、子どもたちが室内で遊べる施設としての改修、そして避難所とする機能も併せ持った改修が可能ではないかというお話だというふうに思うんですけども、確かに、公民館機能を除いたことによって、以前より避難所としての避難人数を確保できるスペースは減ったことは間違いございませんので、養護学校の体育館を避難所として活用するという考えは、以前から述べているとおりでございます。

現在、養護学校の体育館は、雨漏りをしているということが1つございますし、廊下を取っ払ってしまっているというのがあって、校舎とつながっていないという現状にあります。そこで、体育館を改修して床の問題だけじゃなく、全体としての活用した場合の出入り口だとか、いろんな部分で改修が必要なのかな、というふうに思っています。

ただ、今、三澤議員の提案のような使い方も1つの方法だとは思いますが。もし、避難所として活用するために体育館を改修が必要だということが考えられるのであれば、多角的というか、多方面に利用できる方法で避難所を確保する施設という考え方はあろうかと思っています。

ただ、今の庁舎をまず優先的に財政の許す範囲の中で建て替えをしようとしている中で、そちらのほうも現時点で改修して、お子様の喜べるような室内遊具を備えた施設に、避難所と兼ねて改修していくというようなことを現時点ではっきり申し上げることはできないのかな、というふうに思っていますんで、そこはちょっとご勘弁願いたいなというふうに思います。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 議会からはですね、ゼロベースっていう萬谷町長のこの新庁舎に対する考え方について、少なくとも統合施設、要するに機能を兼ね備えた施設という問題提起して、それで、4,500 少なくとも、あと 500 足して、5,000 m²ぐらいはどうですかという提言書も出していると思いますけど、機能を重ねて、要するに、1つの目的ではなくて、重ねていくっていうこと。議会からのこの提案を逆転に取ると、今の答弁がちょっと面白い答弁だったなと思って。

避難施設として、体育館は考えているけれども、多目的、楽しむっていう要素を加えた改修をすることによって、議会の言っているこの多目的の部分は、避難施設にも取り入れたよっていう考え方もできるのかなと。こじつけかもしれませんが。そういった考え方もあるのかなと思うので、重ねて、要するに、いつ使うかわからないというのが避難所に投資する上での非常な壁だと思うんですよね。特に萬谷町政は、財政健全化ということを

謳いましたから、予算の立て付けに関しては、やはりいろんな狙いがあるんだよ、というほうが僕らも説得されやすいと思うんですよ。

まあ、提案としては、僕の手前みそになってしまいますけれども、いつ使うかわからない施設だけでも、普段使いとして子供たちが安心・安全に天気に左右されず、ここに来たら遊べますよと。新庁舎方向に来たら、新庁舎のこのエリア内に来たら遊べますよっていうのは、1つの落としどころではないかなと思って、重ねて質問しました。

それで、もう1つ一緒に動いているのがシルバープラザを公民館機能として改修ですけども、特別委員会の提言の後少なくとも500㎡増やしてっていうのは、金額的にはそんなにかけられないんだという前提で提案しています。

なので、シルバープラザの改修に関して、僕はかたくなにそれを否定してたんですけども、楽しむということを考えた時に、どういう人たちが楽しめるのかって思ったらシルバープラザの改修に関しては、公民館を使っている団体が強く強く希望している文化ホールへの改修にとどめ、公民館機能の可視化っていうのは、考えてみたら、今シルバープラザにある各種の部屋、何も改修しないでそのまま使えますからね。

それであるなら、改修費用を音響が悪いけど頼らざるを得ない今のシルバープラザのホール。いずれ音響も直さなきゃいけない。そして、先ほど言った文化ホールにも改修するなら、荷物の搬入やら、ホールを使う人たちの演者、講演者などの出入り口とかなんかを改めて考えなきゃいけないかもしれませんが、そういった改修にとどめると、予算内にそんなにかけられないで、なおかつ、ここにも楽しむという要素が要するに、庁舎改修、新庁舎を作るっていう構想の中に、もうシルバーの改修が入っているという前提で考えるなら、このシルバーの改修に対しても楽しむ要素を入れましたって言うのであれば、僕は十分コンセプトを生かした萬谷さんのアイディアだというふうになるんじゃないのかなと思うんですけども、どんなもんでしょう。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） シルバープラザの改修につきましては、公民館機能を庁舎のほうから除いたということで、公民館を利用している団体と、それとシルバーを利用している団体、この2つの協議の場をこれから設けて、こういったご意見があるのかを説明会をやる予定で、今準備を進めているところでございます。

それで、三澤議員がおっしゃったように、シルバーに公民館機能に移したからといって、大規模な改修が内部的に必要なかどうかという、その部分もあろうかと思います。私自身、そんなに公民館機能だけを考えた場合には、内部改修はそんなに必要ないだろうなというふうには思っています。

しかしながら、前からおっしゃっているとおり、30年経つ建物であるということで、外装と屋根、それから暖房等の設備ですね。そういった部分がかなり老朽化して、いついつもおかしくないような指摘を業者から受けているというところもございます。

そういった部分の改修が、本来であれば庁舎と切り離してやらなければならない時期が

来ている、いう状況があります。これもまた財政の状況を話をすると言われるんですけども、まず第一前提は庁舎を4,500㎡程度のもので、現計画していた50億程度の事業費でなんとか建てたいと、現状、イランのほうの戦争の絡みで、かなり先行き不透明な物価上昇資材の高騰という部分で、この2年間のうちにどうなるか本当にわからない状況だというふうに思っています。

前回、本当に今のほうが安いんじゃないかと、議員のほうからもご指摘を受けて、今やるべきだというお話を受けましたけれども。現在も資材が不足している資材の高騰があるという状況でありますので、先が見えない中で今2年かけて設計をしていくということなので、その事業費の中でどの程度抑えられるのか、いくら伸びるのかで他の今のシルバープラザの改修、それと、養護学校の改修という部分にどれだけ回せるのかということになるのかな、というふうに思っています。

当然、財源の問題で合併特例債を期限までに余さないで使えるほうが効率的であると、それから過疎債が使えるものであれば、シルバープラザの改修にも使いたいというふうに思っていますし、緊防債という避難所機能としての庁舎の移転という部分で使える部分も制度が伸びましたので十分使えるので、その期限までにどういったその利用を理由として、改修の経費を財源を捻出しながらできる範囲の中で改修できるものをしていきたいというふうに思っています。

ただ、今三澤議員がおっしゃられたシルバーの改修を内部はそんなにないだろうと、文化ホールの部分の改修がなんとかできないかというお話の部分に関しては、確かに文化団体のほうからは、音響が悪い、それから照明もちょっとな、と。それから、ステージが狭いというお話も受けていますし、可動式の座席があればなおいいね、ということでの話もいただいているのは確かです。

そういった部分での改修がどの程度かかるかという部分も全く検討はしてないんで、今その可否を申し上げることはできないんですが、その部分は、今のホールの中でやるとなるとかなりの改修になるのかなというふうに、自分としては思っています。音響設備も安くないし、照明も結構高価なものになろうかというふうに思っていますので、そこは庁舎の設計を進めていった中で、1年くらい経つとどの程度で収まるのかが基本設計できると、一定程度の金額の目途がつくのかなと。

物価も1年経つと、どの程度の部分で上昇するかという先も少しは読めるかなというふうに思っていますので、そういった面からも全くゼロで考えるのではなくて、そういった部分も視野に入れながら、全体として庁舎の移転を考えていければなというふうに思っています。

当然、公民館とシルバーの利用団体の意見も聞きながら、そこは進めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 新庁舎の件に関しましては、特別委員会というステージが僕たち

の中にありますから、今日の一般質問であえてここで取り上げたのは、設計業者が決まったというタイミングもありますし、町民の中にもう新庁舎は決まったんだ、みたいなイメージでまだまだ町からも具体的な説明がされてない中でも町民の中でこうちょっと熱が冷めている部分もあるように感じているんで、この段階でもあえて問題提起しました。

議会の特別委員会というのは、こういう公開の場では YouTube で流すような公開ではないので注目も集めづらいので逆に注目してほしいと思って、問題提起した次第です。なので、1 問目はこの程度にとどめ、舞台は特別委員会のほうに移したいと思います。いろいろ考えながら答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、2 問目にいきます。部活動の移動手段について。

福島県で 20 人以上が死傷した部活バスの事故があったが、部活動の移動でのレンタカーの使用は原則禁止とはなっていますが、八雲町内の小中高校の実態はどうなっているのでしょうか。

公共交通機関の便数が少ない、保護者負担が大きい等々を考えると町所有バスや車輛のこれまで以上の積極的活用が最も有効な安全管理対策だと私は考えますが、いかがでしょうか。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 三澤議員の 2 つ目の質問について、最初に私からお答えいたします。

改めまして、福島県で発生した痛ましい事故で被害にあわれた方々に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

先ほどの横田議員の質問への答弁と重複いたしますが、当町では、これまでも学校部活動などでスクールバスの配車が困難な場合には、町有バスの運行に空きがあれば可能な限り配車に努めてきたところであります。

今後におきましても、教育委員会と連携を図り、安全対策を講じた上で町有バスの配車を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、町内の小中高校の部活動をはじめとする移動手段の状況などの詳細につきましては、教育長からお答えいたします。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 三澤議員の 2 つ目の質問について、私からお答えいたします。

先ほどの横田議員への答弁と重複しますが、福島県での痛ましい事故を受け、北海道教育委員会が実施した調査によると、令和 7 年度中に道立学校がレンタカーを利用したケースは 90 校で、そのうち運転していたのは教員が 76 校、保護者は 14 校でありました。

北海道教育委員会では平成 21 年度の通知において、部活動などで生徒を引率する際は、公共交通機関やタクシー、貸切バスなどの利用を原則とし、例外として教員の自家用車を

使用できる旨を定めておりましたが、レンタカーの使用禁止については明示されておらず、学校に通知の趣旨を丁寧に伝える必要があったとの見解が示されているところであります。

また、教育委員会では、今回の事故を受け、町内4つの中学校及び八雲高校への聞き取り調査を実施し、レンタカー使用による遠征参加がなかったことを確認いたしました。町内の中学校では、練習試合等でスクールバス等の配車が困難な場合、保護者による送迎のもと、現地集合・現地解散としている状況を確認しております。

現在、教育委員会が所管するスクールバスは、児童生徒の通学用として八雲地域に6台配置し、通学用定期便と定期外運行として運用しております。このうち定期外運行につきましては、学校での水泳やスキー学習、社会科見学などの校外学習のほか、中学校部活動やスポーツ少年団の活動、社会教育事業、PTA活動などに対しましても、教育委員会が定める要件の範囲内で、町有バスを含め可能な限りの配車に努めております。

令和7年度の定期外運行の実績は、中学校部活動の54回、スポーツ少年団の4回を含め、合計229回の配車状況であり、当町も全道的な傾向と同様にバスの運転手不足や運転手の労務管理の観点から、これ以上の配車は極めて難しい状況にあります。

今回の事態を受け、道教委からは部活動の移動手段について、地域の実情に応じたルールを検討するとの方針が発表されていることから、今後示される新たな対応の通知を踏まえ、校長会と連携を図りながら、より安全で効率的な移動手段について研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 僕の1問目で間挟みましたがけれども、横田議員の質疑に引き続いてやっていると思います。その前提で横田議員が触れなかったこと、また、答弁が不十分だったところを僕が再度質問してみたいと思います。

まずは、高校。町長のほうでこれまで実績がないので申し込まれたことがないし、対応も考えたことがないというような答弁だったと思いますけれども、僕が聞き取りしに行った限りでは、もしそんなことが可能であるならありがたいと言っていました。

つまり、高校は高校でいろんな各種検定試験の助成は町からもらってますけど、それ以外のことを積極的に高校からいろんなお願いをするって言った管理職が現れていないので、なので、管理職が変わってもそれを乗り越えて、新たに要するに、今まで実績がないものをお願いするということは、多分これからもしないでしょうね。

それであるなら、ああいった福島が繰り返さないようにっていうふうに考えるのであれば、高校にも八雲町は支援する用意がありますよと、もちろん状況を整理してですよ。そういったシグナルを教育委員会のほうから出していくということをまずしなきゃいけないのかなと思うんですけれども。

あと、まず答弁もらいたいんですけど、そのまず前提としてバスの制限。要するにもう限界ギリギリまで配車してますよって言うんですけど、そのバスの使われ方、スクールバスは目いっぱいやられていると思います。

一方で、それ以外の車両、僕は車両っていうのは、バスに限らず、ちょっと大型の乗用車だとかバンみたいなハイエースみたいなものも含めてなんですが、これ言うですっごい嫌われるから怖いんだけど、老人クラブって一団体年4回タダでバスが使えるっていう現行もこのルールだと思うんですよ。

だから、バスが足りない、配車するバスがないとかっていう、今までの横田さんに対しての答弁もありましたけれども、そういった今のバスの使われ方。例えば、子育てを大事にするという政策の中心に据えている中のこういった部活動の支援というふうに考えたときには、そういった子どもたちが使うバスを優先的に、老人クラブさんの回数を例えば3回にしましょうとか、2回にしましょうとか、こういった政策的にも優先すべきところにバスが確保されるっていうことを整理した上でのバスが足りないっていう話をするなら分かるんですが、それをされてない中でバスが足りないで日程がかぶるのでっていう、これも想定ですよ。まだね。

だから、そういうことをまず整理もしないで、この高校の支援のことは答えないでもらいたい。だから、その可能性があるという前提でバスを出す可能性があるという前提で、この高校への働きかけっていうのがまず可能でなんじゃないんですかって、僕は思うんですけども、いかなうんでしょうか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 私の立場では、やっぱり申し訳ないんだけど、小中学校と高校を同じようには考えられないというふうに思っていて、やっぱり八雲高校は町内に1つしかない大切な高校ではありますけれども、やはり道立というものが私はあるんじゃないかなと。それを踏まえたうえで町としても、ここまでは協力できますよという働きかけはもちろん大切だと思います。

その一方で、歴代の校長先生を見ても、やっぱり何か道立としてのプライドではないんですけども、そういう気持ちを持ってできるだけ向こうも町にはご迷惑をかけないように、という思いを今までの校長先生からは感じておりましたし、今の距離感というのは、とてもいい距離感で行われているんじゃないかなって私は思っています。

まあ、三澤議員は違う見られ方をしているかもしれないんですけど、まず、高校のことについては、初めに答えさせていただきました。それで、次にスクールバスの安全という事で考えたときに、部活動も確かに大切です。

だけど、私はそれ以上に日々の定期的な運行。月曜日から金曜日までのその登下校にしっかりと安全が確保できなければ、土日の定期外運行というのはないと思っています。もちろん平日であろうが週末であろうが、安全というのはとにかく大事なんですけれども、まずは月曜日から金曜日までの運行を安全に行いたいとなると、私ははっきり抑えたわけではないんですけども、運転手さんの疲労とかですね。

例えば、月曜日から金曜日まで運行しながら、土曜日、日曜日にも部活動の関係でバスを出さなければならないという状況もあると思うんですよ。だから、そういう時間の管理

も考えたときに、やっぱり安全を優先した、少し余裕を持ったそういう運行が必要になるんじゃないだろうかと。もうギスギスの状態でとにかく土曜日、日曜日もフルで回転したほうがいいというのは、私は効率的というふうに思ってませんので、伝わるでしょうか。ということです。

○建設課長（横田盛二君） 議長、建設課長。

○議長（大久保建一君） 建設課長。

○建設課長（横田盛二君） 町有バス担当課ということで運行の実績について、私のほうからちょっと触れさせていただきます。バスのほうは、福祉バス1号、2号、3号ございまして、福祉バス1号が37人乗り、2号が33人乗り、そして3号が17人乗りという乗車人数になっております。

管理は保健福祉課になりますが、運行管理者としては、建設課が担当という整理でございます。それで、年間、直営作業員が運転手発令で運転手を賄っているところでありますが、基本的に11月から3月につきましては、除雪作業があるということで、主に4月から11月の稼働がメインということになっております。

年間で、今福祉バス1号で93日運行となっておりまして。福祉バス2号では、108日の運行、福祉バス3号では53日の運行ということで、当然直営作業員は、他の道路維持等の作業もやっているわけですが、その中でシフトを組み合わせながら、安全に運行できるような体制をとって努めて運行しているということになっております。比較的多い運行日数だなというふうに思っております。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） ちょっと一番近い答弁からの。福祉バスの運行のこの93回、108回、53回なんですけれども、これは僕の記憶で先ほどしゃべった老人クラブの年4回費用負担なしで出しているんだという、こういった老人クラブへの出動回数っていうのは、このうちどれくらい占めてるんでしょうか。

○建設課長（横田盛二君） 議長、建設課長。

○議長（大久保建一君） 建設課長。

○建設課長（横田盛二君） 令和7年度の実績で申し上げたいと思います。福祉バス1号で12日、福祉バス2号で23日、福祉バス3号で5日間という実績でございます。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） というと、老人クラブ使ってなかったんだ。そうか。ちょっと僕は、1つのバス運行の解決の手口かなと思ったんですけれども。

それでは、ちょっと質問の角度を変えまして、事故が起こったことによって、僕はこういった問題提起をしました。じゃあ、仮にですよ。こういうことは、仮に言うのも不謹慎だと思うんですけれども。町内の高校生も含めた子どもたちが部活動の移動で、このような事故に巻き込まれてしまったとき、責任者の一角を占めるご両者はこういった取材に答

えますか。ルールを決めて、目いっぱいバスを出していたんだけど、誠に残念な結果になったというような。

つまり、ルールっていうのは見方を変えると、そういった行政側の責任を回避するための理由になっている部分があるんじゃないかと思うんですね。あんな事故があつてはいけないう、事故があつてからそういうセリフを言うのではなくて、本当にあつてはいけないというふうに思うのであれば、部活動の練習試合も含めて、町外に移動する移動手段をなんとか安全に、そして保護者にも負担のより少ない方法を考えるという、この土俵に上がって現行のルール。そして、関係者との協議やつてもらえたら、僕は今よりももっといいのができるのかなと思うんです。

今の現行ルールをもとにして質問をしましたから、どうしてもお2人からこういった理由でできないという答弁がやはり出てきます。その堂々巡りをちょっとやめたいと思ったんで、要するに同じ土俵に上がろうと、上がってくださいと。八雲町の子供たちが、こういった事故に絶対遭わないんだというルールを要するに守れるルールで。ルールがあるから、仕方なくレンタカーなりだとか、保護者の輸送だとか、そういったものに頼ることがないような公共団体として、そういった子供たちが絶対事故に遭わないという土俵に上がった上で今のルールでいいんでしょうか、ということを聞きたいと思います。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 今のお話で1つ整理させていただきたいんですけど、三澤議員は今回の事故でレンタカーを借りて、死亡事故が起こったことを言っているのか。それとも、プロのドライバーでレンタカーでなくて。例えば、本庁でいえば、スクールバスをプロのドライバーが運転して起こった事故。それはもう同列で聞かれているのかどうかというところを教えてください。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） わかりました。先ほど教育長は要するに運転手側の安全管理も考えて、今ギリギリでやってますよということでしたね。そこに関して、じゃあちょっと質問しますけれども、ギリギリというのは、今スクールバスに依頼している業者2社ありますけれども、2社のほうに確認を取った上で今以上のそのドライバーの派遣はできないということを確認した上で、僕にそういうことを言ったんでしょうか。もしそうであれば、僕も質問の仕方変えなきゃいけないなと思いましたんで。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 私がタクシー会社に確認したわけではなくて、スクールバスの運行を整理している職員が週末のプログラムを組むのに大変な思いをしている。そういう状況を見て、もうぎりぎりだなという感覚であつて、タクシー会社に確認したわけではございません。

ただ、課長のほうはもっと詳しく分かっていると思いますので、その辺の情報をちょっと今提供したいと思います。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（大久保建一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 今の三澤議員からの質問の部分ですけれども、基本的にスクールバス6台については、運転手さんが固定されたメンバーでの契約というかたちになっております。この運転手さん方の業務を見たときに、スクールバスの通学関係でいくと、朝登校で1便走ります。平日ですけども。それから夕方につきましては、帰りに下校便につきましては、4回走っているということで、ほぼ一日動いている状況になっています。登校から下校までの間で、水泳授業だとかの運行している状況になっています。

普通、労働基準法では、週40時間という取り決めがございますので、その中でいくと、週平日5日間動くと、ほぼほぼ40時間に到達するような状況で、土曜日、日曜日は時間外で動いてもらっているということも含めると、かなり労働的には長時間の労働になっているというのが現状になっているというふうに抑えています。

そういった面も含めて、いろんな事故等の通知も入りますので、そういった面に気を付けて運行するようにと指示を受けた中で、なんとか運転手さん、それから会社のほうにも理解いただきながら運行しているというのが今の現状となっております。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） スクールバス以外の町有バス。先ほど、車両担当で建設課の課長が答えましたけれども、直営の運転手が足りない場合、スクールバスにならって民間のハイヤー業者の運転手に運転させるという可能性はあるんでしょうか。それは、ルール上何か整理されているのか、全く不可能なことなんでしょうか。

○建設課長（横田盛二君） 議長、建設課長。

○議長（大久保建一君） 建設課長。

○建設課長（横田盛二君） 町有バスを直営作業員以外の民間の運転手の方が運転することがあるのかどうかということのご質問だと思いますが。

○12番（三澤公雄君） 変更はないと思っているので、そこに可能性はあるのかという聞き方でした。

○建設課長（横田盛二君） 基本的に町有バスにつきましては、運転手は町の発令されている運転手が運転業務を行うということの原則がございますので、基本的には違う民間の方の運転手が町のバスを運転することは想定してございません。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 先ほどの質問に戻りますけれども、要するに決められたルールをお金の問題で守れなくて、保護者や子供たちが部活動の移動で事故に遭ってしまうっていうようなくりで、僕は事件を思ってしまったので、そういったことを防ぐためには、町有

バスで可能な限り対応すればどうだろうかというのが問題提起でした。

そして、一方で調べた中で部活動の中では、これはある中学校の聞き取りですけれども、回数制限があるので申し込み自体を控えている部活はある。だけど、現行で、例えば部活動が何回とって決まってるんでしょう。それを変えてくれだとか、そういう要望は聞いてないというような答弁があったんで、潜在的には、もっともっと町外に移動したいという声がある。要するに負担が少なく、所有のバスが頼めるものなら出たいという声は潜在的にあるという把握を僕はした中で質問を作っています。

なので、現行ルールのままだと我慢するか、もしくは自分たちでルール外の手配をして出て活動するしかないという現状があるんだなと思ったんで、これはいかんと、いつか事故が起きたときに残念なスピーチをしなきゃならないようなことになってはたまらないなと思ったんで、そういった意味で、先ほどの質問を發したわけですが。両者とも、そんな不幸な事故があってはならないというふうに思っていると思います。

でも、現行のルールのままだとバスの出動も限られると。だから、もうちょっと現行のルールで枠を超える部分としては、民間で登録免許をしっかりと持っている業者が町有車両を使うっていう可能性が、ルールさえ変えればできるのかなと思いますし、それが労働負担にならないのであれば、スクールバスのさらなる運用なんかもできるのかなと思ったんです。

だから、全くそのルールを可能な限り超えてでも安全を優先して考えられないのか、といった問題提起に改めてしてもらった上で考えていただきたいと思っています。答弁お願いします。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 三澤議員がおっしゃる、子供達の部活動で可能な限り先生やご両親の負担を少しでも少なくするために出していただきたいんだという思いは、十分私もにも伝わりました。町有車両の先ほど言いましたように運転手が直営作業員を兼ねているというところがあって、直営の業務と車両の運転業務という二重の業務の中でやりくりをしながら、人のローテーションを組みながらやっているという実情をご理解いただけたらなというふうに思っています。

先ほども言いましたように、町有車両を民間の方に運転させるというのは従来から想定しておりません。あくまでも、職員の発令を受けたものの運転でなければ、事故が起きた時に町としての立場もございますので、そういった保険の部分もございまして、そういったルールでこれまでずっと来ているということで、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

そういったことから可能な限り出したいという部分は、教育委員会のほうの立場でもご説明しているとおり、回数だとか平等性だとかという部分で限りがある中では、なかなか厳しいのかなというふうに思ってます。

今後、そういった状況を教育委員会と協議しながらでなければ、町側としても基本学校

の関係でございますので、教育委員会との協議の中でのルールで対応してまいりたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保健一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 私が知り得る情報では、ソフトテニスとバスケットが非常に大会が多いと、横田議員の質問のときから練習試合の話が出てましたけれども、練習試合だけでなく、試合そのものが回数がかなり多い。

特にバスケットは冬だろうが夏だろうが大会があるということで、相当の回数があるということは聞いてございます。保護者が送迎するというふうになったときに、都合がつかない保護者は、知っている方に子どもの送迎をお願いする。一回ならまだしも2回、3回と増えると頼みにくい。頼んだ後のお礼も何か少し重みをつけなきゃいけないかなとか、いろいろ負担をかけているとは私は思っております。そういう状況をなるべく軽減してあげたいという気持ちは、もちろん持っております。

ただ一方で、中学校の部活動をやっている方だけが何か町の恩恵を受けるというののもどうかという気持ちも正直ございます。部活動をやらないで、例えば、函館のスイミングプールに通っているお子さんもいるし、ピアノを有名な先生に習いたくて函館まで必死に通っている子どももいる。子ども一人一人見れば、いろいろ頑張っていることが違うんですよね。

そういう中で、じゃあ、その人方の安全はどうなんだとか、その人方の援助はどうなんだって言われたときに、やっぱりそこまでは踏み込むことがどうしてもできない。じゃあ、部活動だけをどんどんどんどん支援すればいいのかって言ったときに、やはり私はちょっとそこで戸惑いというか、本当にこれでいいんだろうかなという思いはずっと持ち続けております。

それで、このあと部活動の地域展開っていうものが目に見えてますからね。今度は、大会とか練習試合だけじゃなくて、普段の活動そのものにもそういう移動手段をどうしたらいいかということをあわせて、考えていかなければならない時期が近づいております。ただ、どうしても保護者負担というのは、軽減したいけれども避けられないのかなという思いもあります。

また、もっとショックな話としては、保護者がそれぞれの部活動の活動状況のうわさとか情報を聞いて、子どもにこの部活がいいんじゃないというふうに進めるという話も聞いています。つまり、あまり送迎が少ない部活のほうがいいなという保護者もいるって話も聞いているので、まさに三澤議員がおっしゃることも納得しているところなんですけど。

ただ、どうしても現状では考えなければいけないこともたくさんございますということと、もう1つは、中学校の部活動、地域展開に合わせて、新しい制度設計というものを考えていく時期なのかな、というふうに感じているところでございます。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保健一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） まさしく地域展開控えている中では、この問題を整理しておかないと受け手がいないのかなという、そういうことも考えた上で質問を作ってみました。ぜひ、その現行ルールに縛られずに、もう一度、安心安全と。そして、保護者負担という観点と合わせて、高校へのシグナル。

つまり、八雲の中学生でさえ、八雲高校を選ぶのは半分ちょっとしかいないという現状。これは、高校存続の部分でも非常に直接関係ない高校は、道立だという考え方があるかもしれないけれども、地域に高校がなくなるということは、本当に早い時期にもっと子供がいなくなるという、この町から。そういうことを考えたときには、もう当然切羽詰まった問題だと思っていると思いますので、この部活動の移動支援も高校も枠に入れて、改めて今の時代に合う会議を催してもらえたらと思います。

そして、先ほどの答弁の中で、町有車両を民間の人の例がないって言いましたけれども、スクールバスが直営から民間に運転手が変わった時には、どういった整理の仕方をしたんでしょう。当時は、直営の運転手がいたと思います。僕らの時代や。それがもうエスジーさんとか、八雲ハイヤーさんの運転手に代わった時には多分保険の問題だとか、町有のバススクールバスであっても変わりはないわけですから、何がしかの整理をされて民間のドライバーが入れるようにしたんだと思いますけど。

なのでね、だから僕は無理なことではないのかなと思って、そういった利用があり得ると思ったんですが、そここのところの答弁お願いします。

○副町長（竹内友身君） 議長、副町長。

○議長（大久保建一君） 副町長。

○副町長（竹内友身君） 私も多分、三澤議員と同じようにわからないほうです、私はあのどういう経過でそういう委託になったかっていうのは。ただ、今のスクールバスは、車両自体は町が所有して運行を委託しているというかたちですよ。

それで、今三澤議員おっしゃるのが逆のパターンというか、ハイヤー会社じゃない。例えば民間の別なその資格がある人が運転するっていう。

○12 番（三澤公雄君） いや、ハイヤー会社しか想定してない。

○副町長（竹内友身君） あ、そうですか。それであれば、ちょっとその経過含めて、どういうやり方でこうなってきたのかというのは一回ちょっと調査してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○12 番（三澤公雄君） はい、わかった。

ひょっとしたら、要するに運行委託ってかたちでパッケージでやったっていうところなのかな。だとしたら、僕の提案がまだまだ浅知恵でしかないかなんと思ってはいるんですけども。でも、使いたいけどバスが足りないっていう時に、僕は町有車両っていう、まだまだ未開の開拓地がある。ある程度制限はありますけど、そう思ったんで。

だから、そこを整理するときにドライバーがスクールバスのように民間の資格を持った人が使えるっていうふうになれば、もう少し回数が増える。それであれば、使いたいという人たちが出るっていうようなイメージを持ったんで、ぜひそのところも新しい会議の中

で整理していってもらいたいなと思います。

それで、ちょっと質問からずれるんですけども。僕、この部活動支援の下調べの中でそういった民間事業者を活用して、町の所有する運行車両を使おうといったときにスクールバスのほうが下敷きになるんで、今のＳ社とＹ社の部分の運行状況。それによる余裕だとかを調べる下調べをしたんです。そういったことをしているときに、課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） はい。

○12 番（三澤公雄君） 僕がそういうことを調べているスクールバスのことを調べているということを、いわゆる当事者のほうにお話をする。三澤議員がこういうことを調べてるよっていうことをお話しするっていうことは、公務員として、職員として、正しい範疇なんでしょうか。僕はすごくびっくりしました。その事実を知ったときに。当事者ですよ。

調べられている当事者に、三澤議員がそういうことを調べているよって話すということとは、正しいことなんでしょうか。教育長、管理職としてどう思いますか。また、当課長はどう思ってそれをお話ししたんでしょう。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 三澤議員が公民館のほうに来られて、課長にそういうことを聞いていたということは、当然、私には報告がございました。それは当然のことではないかなと思います。所属長に対して。

○12 番（三澤公雄君） いや、教育長に話したというわけじゃなくて、この調べる対象、要するにスクールバスだからＳ社とＹ社の運行状況を僕は調べてもらったんですよね。

○教育長（西田浩人君） はい、はい。運行状況。

○12 番（三澤公雄君） だから、このＳ社とＹ社のほうに三澤議員がこういうことを調べてるよと、スクールバスのことを調べてるよということを調べるということは、当然のことなんでしょうか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 誤解があると、ちょっとあれなんですけども。三澤議員から確かに運行状況の資料が欲しいということは、聞かれたことは事実で。私がＹ社のほうに話をしたのは、こういう分け方の経緯があったのは、どういう経緯かということで、確認をさせていただいてお尋ねしたんですよね。

私も過去の経緯だとかが分からない部分がありましたので、それでお話をしたことはありますけれども、こういう調査をしているというような旨でお話ししたことはございません。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） それであれば、僕が把握していることと違うんですよね。そのＹ社の代表者が同僚議員で、今議長でもあるんですけども、課長から聞いたんだけどさ、スクールバスのことを調べてるんだってって僕じかに聞かれて言われたんですよ。今の課長の答弁とは違うんじゃないですか。

○議長（大久保建一君） 暫時休憩します。

休憩

再開

○議長（大久保建一君） 再開いたします。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 例えばですよ。建設課の課長さんが入札のことで調べているんだと、ルールも含めていろいろ調べてるんだとかってというような調査を僕がしてと。そして、入札に関わる業者さんに、最近、三澤議員が来てさ、俺こういうことを調べるって言われたんだよねってというようなことを喋ったとします。アウトでしょ、ちがう。副町長、これはセーフなの。

いや、入札のことを調べていると言ったときに、議員が調べている。そして、議員の名前も含めて、その入札に関わっている業者さんに三澤議員が入札について調べてますよってというのは、非常に議員の調査を不利にすることにもなるし、行政としてその業者さんと関係が深すぎるんじゃないかなって、僕は見えるんですけど正しいことなんですか。この八雲町役場では。

○副町長（竹内友身君） 議長、副町長。

○議長（大久保建一君） 副町長。

○副町長（竹内友身君） 今、どういう入札の事例でしたけど、聞いた限りでは適切ではないかなと思います。根拠的には何がダメでというのは、ちょっとまだわかりませんけれども。さっき三澤議員おっしゃったように、特定の議員という名前を出さないで言っていれば、まだいいのかなとは思いますが、ただ、実質どうでしょうね。

今回の委託の関係の経緯の話であれば、業者に聞くっていうのはいいかなと思いますけど、そこで、あえて議員さんの名前を出すっていうことがよかったのかなというのは、ちょっと今聞いてて思いましたけど。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 非常に僕は、突然大久保さんのほうからね、鼻の穴でつかくして、もう鬼の首取ったみたいだね、問い詰められたんでね。まあ、他のことと関連されて質問僕のほうに来たんでしょうけども。

僕は、行政と大久保さんが非常に近いという印象を受けました。こんなことまでしゃべるんだと。それを何人かの議員とお話ししたらね、スクールバスに関しては、筒抜けたってというような話を聞きます。ちょっと課長と同じようなことをね、S 社のほうにも入ります。たまたま会話する機会があったから喋った。そして、たまたま三澤という名前を出したのかもしれませんが、軽率に過ぎると思いますよ。

僕はあれ以来、非常に学校教育課に調査活動をする上では、今まで以上に注意深くしなきゃいけないんだな、ということを肝に銘じましたけど。

重ねてお聞きしますが、課長のほうから自ら話したんですか。それとも、聞かれたから答えたんですか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（大久保建一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） まず、もう1社のほうに話を聞いているかという部分については、私のほうから確認をさせていただいております。

それから、私から三澤議員の名前を出したのかっていう部分でいくと、確かに私ちょうどこういうことでY社のほうに議長のほうに話を聞いていたときに、三澤議員は公民館で通ったときでしたので、三澤議員からということで私がしゃべったということは、私の記憶の中にあります。公民館のロビーでのことだったかと思うので、三澤議員から聞かれたんですけどっていうことを僕がしゃべったのではないかという記憶はあります。その部分は適切でなかったかなということに、今反省してございます。大変申し訳ございませんでした。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） この件に関しては、今この質問だけで終わりますけれども。たまたま僕が通ったから三澤という名前が出てしまったというような答弁だったと思いますけれども、S社のほうには、じゃあ聞き取りをした時に議員が調べている。もしくは、三澤議員が調べているってことは、しゃべっていないんですね。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（大久保建一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） はい。誰からということではなく、聞いてございます。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 質問からはみ出る部分をここまで質問させていただきまして、要するに申し送りしていた質問からは、はみ出ている部分をここまでやり取りさせていただきまして、ありがとうございます。以上で、私の質問を終わります。

○議長（大久保建一君） 以上で、三澤公雄議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。本日はこれをもって延会いたします。

次の会議は、明日午前10時の開議を予定いたします。

〔延会 午後4時16分〕